

三八号)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件
戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)
社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案(内閣提出第八〇号)(参議院送付)
厚生労働関係の基本施策に関する件

○岸田委員長 これより会議を開きます。

厚生労働関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として社会保障庁長官村瀬清司君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○岸田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○岸田委員長 この際、政府から発言を求められておりますので、これを許します。村瀬社会保険庁長官。

○村瀬政府参考人 今般、国民年金保険料の免除等につきまして、法令等に定める手続に反する事務処理や、本庁からの調査指示に対する誤った報告が行われましたことが明らかになったところでございます。

一昨年来、さまざまな不祥事や業務運営の問題が明らかになったことを受け、各般にわたる業務改革や職員の意識改革に取り組んでまいりましたが、こうした年金制度改革に対する信頼回復を図る取り組みの途上におきまして、今回の問題が生じ、国民の皆様への信頼を失う事態を再び招きましたこ

とは、まことに恥ずかしく残念であります。

本件につきましては、去る五月二十七日に、厚生労働大臣の出席のもと、緊急に全国社会保険事務局長会議を開催し、全国の社会保険事務所において不適正な手続を行った事例の有無や、その状況について改めて調査を行いました。

調査に当たりましては、社会保険事務所ごとに、平成十七年度の国民年金保険料の免除等に係る勧奨から決定通知までの一連の事務処理の状況につきまして、一、適正な処理を行ったもの、二、申請書がないにもかかわらず承認したもの、三、電話により申請意思を確認して申請書を職員が代筆して承認したもの、四、承認の処理を先行させて事後に申請書を受領したものに区分して確認したところであります。

その結果、二十六の社会保険事務局管内の百カ所の社会保険事務所におきまして、約十一万件の法令等に定める手続に反する事例があり、特に個々人の申請の意思を確認しないまま承認手続を行った事例が、十の社会保険事務局管内の四十三の社会保険事務所においてあったとの第一次調査報告書を二十九日にまとめさせていただいたところでございます。

これらの事実のうち、一、個々人の申請の意思を確認しないまま承認手続を行ったものにつきましては、明らかに法令の規定に反する行為であり、直ちに免除等の承認を取り消す必要があると考えております。二、また、電話等により個々人の申請意思を確認した上で、職員が申請書を代筆し、承認手続を行ったものについては、法令等に定める手続に反するものではありませんが、申請意思の確認、申請書の代筆に係る同意等が電話などによって行われ、その旨の事跡が残されているなど、本人の意思確認に係る手続が明確になっていない場合には、直ちに免除等の承認を取り消すという場合にはならないと考えております。

逆に、残されている事跡からは本人の申請意思に係る手続が明確でないと解さざるを得ない場合につきましては、免除等の承認を取り消す必要があると考えております。

○岸田委員長 次に、内閣提出、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案及び内閣提出、参議院送付、社会保障に関する日本

あると考えております。

この結果を受けて、法令等に則していない処理で免除の承認通知書が届いた方々には、早急に御理解を求め、免除の取り消しや、改めての申請書の提出をお一人お一人にお願いしてまいります。今、何より必要なことは、本事実の全容を速やかに国民の皆様様に明らかにすることと考えております。

まずは、平成十七年度中の二百七十万件の申請免除等のすべてについて、手続が適正に行われていたのか否か、全国の社会保険事務所に立ち入り、申請書の全件調査を行うこととし、六月中旬に完成させたいと考えております。

私としましては、今回の調査により問題となる事実が明らかになった社会保険事務所につきましては、できる限り早期に、一カ所一カ所に出向き、職員と直接対話し、改善の徹底を指導するとともに、意識改革を強く求めてまいります。

また、厚生労働大臣の指示を受け、両大臣政務官のもとに民間有識者による特別委員会を設置することとされており、この特別委員会において、全件調査の結果等について、外部の目から十分な検証を行っていただくものと承っております。

さらに、不適切な事務処理や誤った報告を行った関係者の責任につきましては、特別委員会の検証結果等に従い、法律にのっとった対応や厳正な処分を速やかに行ってまいりたいと考えております。

今後、不退職の決意で職員の意識改革、業務改革をより一層進め、国民の信頼回復に最善を尽くしてまいりたいと考えておりますので、委員各位の御理解を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○岸田委員長 次に、内閣提出、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案及び内閣提出、参議院送付、社会保障に関する日本

国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案の両案を議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。川崎厚生労働大臣。

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案
社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○川崎国務大臣 ただいま議題となりました戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案及び社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案について申し上げます。

戦傷病者等の妻等に対しては、その置かれた状況にかんがみ、これまで特別給付金として国債を支給してきたところでありましたが、今回、これらの方々に改めて特別給付金を支給すること等とし、関係の法律を改正しようとするものであります。

以下、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正であります。

これは、特別給付金国債の償還を終えた戦傷病者等の妻に対して、改めて特別給付金として額面百万円、十年償還の国債を支給すること等とするものであります。また、特別給付金国債の償還を終えたときに、夫たる戦傷病者等が平病死してい

十月一日において第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同条第三項に規定する者とみなす。

54 平成八年十月一日から平成十五年三月三十一日までの間に死亡した昭和五十九年法律第七十三号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、平成八年法律第十五号附則第二条第五項の規定により平成十三年法律第十一号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を有する者は、同条第四項に規定する者とみなす。

55 平成八年十月一日から平成十五年三月三十一日までの間に死亡した昭和五十四年法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、平成八年法律第十五号附則第二条第五項の規定により平成十三年法律第十一号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を有する者は、同条第四項に規定する者とみなす。

56 平成八年十月一日から平成十五年三月三十一日までの間に死亡した昭和五十一年法律第二十二号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条第一項に規定する戦傷病者等又は昭和五十四年法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み

替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、平成八年法律第十五号附則第二条第七項の規定により平成十三年法律第十一号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。)であつたことにより、平成十八年十月一日において第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同条第五項に規定する者とみなす。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。

(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(以下「旧法」という。)の規定により支給し、又は支給すべきであつた特別給付金については、なお従前の例による。

2 第一条の規定による改正後の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(以下「新法」という。)第三条第一項の特別給付金は、同項の規定にかかわらず、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第十一号。以下「平成十三年改正法」という。)附則第二条第二項に規定する者及び旧法による特別給付金を受ける権利を取得した者には、支給しない。

3 旧法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。)が、平成十八年十月一日において、新法第二条各号に掲げる給付(以下「増加恩給等」という。)のうち年

金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等(当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。)の当該給付に係る障害の程度が恩給法(大正十二年法律第四十八号)別表第一号表ノ二及び第二号表ノ三に該当しているときは、前項の規定にかかわらず、平成十八年十月一日において当該戦傷病者等の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情にあつたと認められる者を除く。以下この条において同じ。)であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、平成十三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金(以下「平成八年特別給付金」という。)を受ける権利を取得した者(戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(平成八年法律第十五号。以下「平成八年改正法」という。)附則第二条第二項に規定する者を除く。)に限る。

4 平成十三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。)が、平成十八年十月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等(当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。)の当該給付に係る障害の程度が恩給法(大正十二年法律第四十八号)別表第一号表ノ二及び第二号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成十八年十月一日において当該戦傷病者等の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、平成十三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金(以下「平成八年特別給付金」という。)を受ける権利を取得した者(戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(平成八年法律第十五号。以下「平成八年改正法」という。)附則第二条第二項に規定する者を除く。)に限る。

5 平成八年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。)が、平成十八年十月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等(当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。)の当該給付に係る障害の程度が恩給法(大正十二年法律第四十八号)別表第一号表ノ二及び第二号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成十八年十月一日において当該戦傷病者等の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、平成十三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金(以下「平成八年特別給付金」という。)を受ける権利を取得した者(戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(平成八年法律第十五号。以下「平成八年改正法」という。)附則第二条第二項に規定する者を除く。)に限る。

6 戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律(平成十三年法律第十五号。以下「平成十三年改正法」という。)による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」と

るものには、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、平成十三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金(以下「平成八年特別給付金」という。)を受ける権利を取得した者(戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(平成八年法律第十五号。以下「平成八年改正法」という。)附則第二条第二項に規定する者を除く。)に限る。

5 平成八年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。)が、平成十八年十月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等(当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。)の当該給付に係る障害の程度が恩給法(大正十二年法律第四十八号)別表第一号表ノ二及び第二号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成十八年十月一日において当該戦傷病者等の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、平成十三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金(以下「平成八年特別給付金」という。)を受ける権利を取得した者(戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(平成八年法律第十五号。以下「平成八年改正法」という。)附則第二条第二項に規定する者を除く。)に限る。

6 戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律(平成十三年法律第十五号。以下「平成十三年改正法」という。)による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」と

あるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。」が、平成十八年十月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等が、当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者（除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成十八年十月一日において当該戦傷病者等の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、平成八年改正法附則第二項の規定により平成八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

7 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十三号。以下「昭和五十九年改正法」という。）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等が、平成十八年十月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者（除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成十八年十月一日において当該戦傷病者等の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、平成八年改正法附則第二項の規定により平成八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

8 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第二十九号。以下「昭和五十四年改正法」という。）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等が、平成十八年十月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者（除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成十八年十月一日において当該戦傷病者等の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、平成八年改正法附則第二項の規定により平成八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

9 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十三号。以下「昭和五十九年改正法」という。）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等が、平成十八年十月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者（除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成十八年十月一日において当該戦傷病者等の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、平成八年改正法附則第二項の規定により平成八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

10

第二項の規定にかかわらず、平成十八年十月一日において当該戦傷病者等の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、平成八年改正法附則第二項の規定により平成八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

第三項から前項までの規定により新法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に支給する同項の特別給付金の額は、新法第四条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（第三項から前項までに規定する戦傷病者等又は戦傷病者等となる者で恩給法別表第一号表ノ三の第二款症から第五款症までに該当する程度の障害を有するものに係る特別給付金については、その額の二分の一に相当する額）とする。

一 第三項から前項までの規定により支給する特別給付金 六十万円
二 第七項及び第八項の規定により支給する特別給付金 九十万円
三 前項の規定により支給する特別給付金 百万円
（特別給付金の支給の特例）
第三条 新法第二条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、新法第三条第一項の特別給付金の支給を受けることができることとなる者（次に掲げる者を除く。）には、同項の特別給付金を支給する。

一 昭和五十九年改正法附則第六条の規定により昭和五十四年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第二項の特別給付金を受ける権利を取得した者

五

二 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五十三号）附則第四条の規定により平成三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者

三 平成三年改正法附則第三条の規定により平成八年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者

四 平成八年改正法附則第三条の規定により平成八年特別給付金を受ける権利を取得した者

五 平成十三年改正法附則第三条の規定により平成十三年特別給付金を受ける権利を取得した者

五

一 平成十五年三月三十一日以前に死亡した旧法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。）平成十三年特別給付金を受ける権利を取得した者

二 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十三号）附則第四条の規定により平成三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者

三 平成三年改正法附則第三条の規定により平成八年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者

四 平成八年改正法附則第三条の規定により平成八年特別給付金を受ける権利を取得した者

五

二 平成十五年三月三十一日以前に死亡した平成十三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。)

平成八年特別給付金を受ける権利を取得した者(平成八年改正法附則第二条第二項に規定する者を除く。)

三 平成八年十月一日から平成十五年三月三十一日までの間に死亡した平成八年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。)

平成八年改正法附則第二条第三項の規定により平成八年特別給付金を受ける権利を取得した者

四 平成八年十月一日から平成十五年三月三十一日までの間に死亡した平成三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。)

平成八年改正法附則第二条第四項の規定により平成八年特別給付金を受ける権利を取得した者

五 平成八年十月一日から平成十五年三月三十一日までの間に死亡した昭和五十九年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(平成八年改正法附則第二条第五項の規定により平成八年特別給付金を受ける権利を取得した者)

六 平成八年十月一日から平成十五年三月三十一日までの間に死亡した昭和五十一年改正法

による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条第一項に規定する戦傷病者等又は昭和五十四年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。)

平成八年改正法附則第二条第六項又は第七項の規定により平成八年特別給付金を受ける権利を取得した者

次の各号のいずれかに該当する者には、前項の規定にかかわらず、新法第三条第一項の特別給付金は、支給しない。

一 第二条の規定による改正後の戦没者等の妻に対する特別給付金支給法附則第五十項から第五十六項までに規定する者

二 当該戦傷病者等の死亡前に離婚(離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情に入っていると認められる場合を含む。)

により当該戦傷病者等との婚姻を解消し、又は当該婚姻の取消しをした者

三 当該戦傷病者等の死亡後平成十八年十月一日前に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情に入っていると認められる場合を含む。)

をし、又は当該戦傷病者等の父母、祖父母及び兄弟姉妹以外の者の養子となった者

3 第一項に規定する特別給付金については、新法第四条第一項中「三十万円(戦傷病者等で恩給法別表第一号表ノ三の第二款症から第五款症までに該当する程度の障害を有するものに係る特別給付金の額は、十五万円)」とあるのは「五万円」と、「十年」とあるのは「五年」とする。

理由

戦傷病者等の妻等の置かれていた特別の事情にかんがみ、これらの者に改めて特別給付金を支給する等の必要がある。これが、この法律案を提出

する理由である。

社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案

社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)	第二章 国民年金法関係
第一節 被保険者の資格に関する特例(第三十一条・第四十一条)	第二節 給付等に関する特例
第一款 給付等の支給要件等に関する特例(第五十一条・第六十一条)	第二款 給付等の額の計算等に関する特例(第九十一条・第十一条)
第三節 不服申立てに関する特例(第十四条)	第三章 厚生年金保険法関係
第一節 被保険者の資格に関する特例(第十五条)	第二節 保険給付等に関する特例
第一款 保険給付等の支給要件等に関する特例(第十六条・第十九条)	第二款 保険給付等の額の計算等に関する特例(第二十条・第二十四条)
第三節 不服申立てに関する特例(第二十五条)	第四章 国家公務員共済組合法関係
第一節 長期給付に関する規定の適用範囲に関する特例(第二十六条)	第二節 長期給付等に関する特例
第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例(第二十七条・第二十九条)	第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例(第三十条・第三十四条)
第三節 不服申立てに関する特例等(第三十五条・第三十七条)	

第五章 地方公務員等共済組合法関係

第一節 長期給付に関する規定の適用範囲に関する特例(第三十八条)

第二節 長期給付等に関する特例

第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例(第三十九条・第四十一条)

第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例(第四十二条・第四十六条)

第三節 不服申立てに関する特例等(第四十七条・第五十条)

第六章 私立学校教職員共済法関係

第一節 長期給付に関する規定の適用範囲に関する特例(第五十一条)

第二節 長期給付等に関する特例

第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例(第五十二条・第五十四条)

第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例(第五十五条・第五十九条)

第三節 不服申立てに関する特例等(第六十条・第六十二条)

第七章 被用者年金各法の規定による給付に係る調整(第六十三条・第六十六条)

第八章 雑則(第六十七条・第七十三条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定(以下「協定」という。)を実施するため、日本国及びカナダの両国において就労する者等に関する年金制度について、国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)、厚生年金保険法(昭和二十九法律第十五号)、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)及び私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の特例その他必要な事項を定めるものとする。

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用

語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

一 被用者年金各法 次に掲げる法律をいう。
イ 厚生年金保険法(第九章を除く。)

ロ 国家公務員共済組合法(第十一章を除く。)

ハ 地方公務員等共済組合法(第十一章を除く。)

ニ 私立学校教職員共済法
二 共済年金各法 前号ロからニまでに掲げる法律をいう。

三 カナダ年金法令 協定第二条1(c)に規定するカナダの法令をいう。

四 カナダ年金制度法令 協定第三条1(b)(ii)に掲げるカナダの法令をいう。

五 日本国実施機関又はカナダ実施機関 それぞれ協定第二条1(e)に規定する日本国の実施機関又はカナダの実施機関をいう。

六 カナダ保険期間 協定第二条1(f)に規定するカナダの保険期間をいう。

第二章 国民年金法関係
第一節 被保険者の資格に関する特例
(被保険者の資格の特例)

第三条 日本国内に住所を有する者であつて次の各号のいずれかに掲げるものは、国民年金法第七條第一項の規定にかかわらず、国民年金の被保険者となし。

一 日本国の領域内において就労する者であつて、協定第五条の規定によりカナダ年金制度法令の規定の適用を受けるもの(第三号に掲げる者を除く。)

二 カナダの領域内において就労する者であつて、協定第五条の規定によりカナダ年金制度法令の規定の適用を受けるもの(次号に掲げる者を除く。)

三 第十五条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者となしこととされた者

四 第一号又は前号のいずれかに該当する者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下

同じ。)又は子であつて政令で定めるもの
2 前項に規定する者の国民年金の被保険者の資格の取得及び喪失に関し必要な事項は、政令で定める。

(国民年金の任意脱退に関する特例)
第四条 カナダ保険期間であつて政令で定めるものを有する者に対する国民年金法第十条第一項の規定の適用については、当該カナダ保険期間は、国民年金の被保険者期間とみなす。

第二節 給付等に関する特例
第一款 給付等の支給要件等に関する特例

(カナダ保険期間を有する者に係る老齢基礎年金等の支給要件等の特例)
第五条 カナダ保険期間を有し、かつ、老齢基礎年金又は遺族基礎年金の支給要件に関する規定であつて政令で定めるもの(以下この項において「支給要件規定」という。)に規定する老齢基礎年金又は遺族基礎年金の受給資格要件たる期間を満たさない者について、当該支給要件規定(その者が当該支給要件規定に規定する老齢基礎年金又は遺族基礎年金の受給資格要件たる期間を満たさないものに限る。)を適用する場合においては、その者のカナダ保険期間であつて政令で定めるものを国民年金法附則第七條第一項に規定する合算対象期間その他の期間であつて政令で定めるものに算入する。

2 カナダ保険期間を有する老齢厚生年金又は共済年金各法による退職共済年金(第九條第一項第一号において「退職共済年金」という。)の受給権者(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。))附則第十四條第一項第一号に該当しない者に限る。)の配偶者について、次の各号に掲げる国民年金法による給付又は給付に加算する額に相当する部分(以下「老齢基礎年金の振替加算等」という。))に關し、それぞれ当該各号の規定を適用する場合においては、同項第一号の規定にかかわらず、同号中

「その額」とあるのは「(カナダ保険期間(社会保険に關する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第二條第六号に掲げるカナダ保険期間をいう。))であつて政令で定めるものの月数と当該老齢厚生年金又は退職共済年金の額」と、「の月数」とあるのは「の月数」とを合算した月数」とする。

一 昭和六十年国民年金等改正法附則第十四條第一項の規定により老齢基礎年金に加算する額に相当する部分

二 昭和六十年国民年金等改正法附則第十四條第二項の規定により老齢基礎年金に加算する額に相当する部分

三 昭和六十年国民年金等改正法附則第十五條第一項の規定による老齢基礎年金

四 昭和六十年国民年金等改正法附則第十五條第二項の規定による老齢基礎年金

五 昭和六十年国民年金等改正法附則第十八條第二項の規定により老齢基礎年金に加算する額に相当する部分

六 昭和六十年国民年金等改正法附則第十八條第三項の規定により老齢基礎年金に加算する額に相当する部分

カナダ保険期間を有する者であつて、その者のカナダ保険期間であつて政令で定めるものを厚生年金保険の被保険者期間に算入することにより昭和六十年国民年金等改正法附則第十二條第一項第四号に該当するに至るものに対する昭和六十年国民年金等改正法附則第六十一條第一項の規定(昭和六十年国民年金等改正法附則第十四條第一項に係る部分に限る。)の適用については、その者は、昭和六十年国民年金等改正法附則第十二條第一項第四号に該当するものとみなす。

4 六十五歳に達した日の属する月以後のカナダ保険期間を有する者(同日以後の国民年金の被保険者期間を有する者を除く。))について、昭和六十年国民年金等改正法附則第十八條第一項の規定を適用する場合においては、同項中「同日

以後の国民年金の被保険者期間」とあるのは「同日の属する月以後のカナダ保険期間(社会保険に關する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第二條第六号に掲げるカナダ保険期間をいう。))と、「同法」とあるのは「国民年金法」とする。

(カナダ保険期間を有する者に係る障害基礎年金等の支給要件の特例)
第六条 カナダ保険期間を有する者が、その者の疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病(以下「傷病」という。))による障害について国民年金法第三十條第一項ただし書(同法第三十條の二第二項、第三十條の三第二項、第三十四條第五項及び第三十六條第三項において準用する場合を含む。))に該当するときは、同法第三十條第一項ただし書の規定の適用については、その者のカナダ保険期間であつて政令で定めるものを同法第五條第二項に規定する保険料納付済期間以下「保険料納付済期間」という。である国民年金の被保険者期間とみなす。ただし、その者が、当該傷病につき初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下「初診日」という。))から起算して一年六月を経過した日(その期間内にその傷病が治つた日(その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日を含む。))があると

きは、その日とし、以下「障害認定日」という。))において保険料納付済期間(昭和六十年国民年金等改正法附則第八條第九項の規定により保険料納付済期間とみなすこととされたものを含む。次項、次条第一項、第八條、第十一條第二項第一号及び第十二條第二項第一号において同じ。))又は国民年金法第五條第三項に規定する保険料免除期間(同法第九十條の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。以下「保険料免除期間」という。))を有しないときは、この限りでない。

2 カナダ保険期間及び保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者が、その者の死亡について国民年金法第三十七條ただし書に該当する

ときは、同条ただし書の規定の適用については、その者のカナダ保険期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす。

(カナダ保険期間中に初診日のある傷病による障害に係る障害基礎年金の支給要件等の特例)

第七条 カナダ保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において保険料納付済期間又は保険料免除期間を有するものは、国民年金法第三十条第一項、第三十条の二第一項又は第三十条の三第一項の規定の適用については、当該初診日において同法第三十条第一項第一号に該当した者とみなす。ただし、その者が、当該障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合については、この限りでない。

2 カナダ保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、国民年金法第三十四条第四項又は第三十六条第二項ただし書の規定の適用については、当該初診日において同法第三十条第一項第一号に該当した者とみなす。

(カナダ保険期間中の死亡に係る遺族基礎年金の支給要件の特例)

第八条 カナダ保険期間及び保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者がカナダ保険期間中に死亡した場合は、国民年金法第三十七条の規定の適用については、同条第一号に該当するものとみなす。ただし、その者の死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があるときは、この限りでない。

第二款 給付等の額の計算等に関する特例

(老齢基礎年金の振替加算等の額の計算の特例)

第九条 次の各号に掲げる者に支給する老齢基礎年金の振替加算等の額は、昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める額(その者が当

該各号のうち二以上に該当するものであるときは、当該各号に定める額のうち最も高いもの)とする。

一 老齢厚生年金又は退職共済年金(以下この条において「老齢厚生年金等」という。)の受給権者(第五条第二項の規定により昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項第一号に該当するに至つた者に限る。次項第一号において同じ。)の配偶者 同条第一項の規定による老齢基礎年金の振替加算等の額に期間比率を乗じて得た額(当該受給権者が二以上の老齢厚生年金等の受給権を有しているときは、一の老齢厚生年金等の受給権を有しているものとしてそれぞれ計算した額のうち最も高いもの)

二 第五条第三項の規定により昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号に該当する者とみなされたもの(次項第二号において「中高齢特例該当者」という。)の配偶者 昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項の規定による老齢基礎年金の振替加算等の額の期間比率を乗じて得た額

三 この法律の規定により支給する障害厚生年金又は共済年金各法による障害共済年金の受給権者(昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項第二号に該当する者に限る。次項第三号において「特例による障害給付の受給権者」という。)の配偶者 同条第一項の規定による老齢基礎年金の振替加算等の額に按分率を乗じて得た額

2 次の各号に掲げる前項各号の期間比率又は按分率は、それぞれ次の各号に定める率とする。

一 前項第一号の期間比率 老齢厚生年金等の受給権者の当該老齢厚生年金等の額の計算の基礎となる被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者(以下「被用者年金被保険者等」という。)であつた期間の月数を、二百四十で除して得た率

二 前項第二号の期間比率 中高齢特例該当者

の老齢厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間であつて政令で定めるものの月数を、当該中高齢特例該当者に係る昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号に規定する老齢厚生年金の受給資格要件たる期間であつて政令で定めるものの月数で除して得た率

三 前項第三号の按分率 イに掲げる期間の月数をイからハまでに掲げる期間の月数を合算した月数で除して得た率

イ 特例による障害給付の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算したもの

ロ 昭和三十六年四月一日以後の期間(イに掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間その他政令で定める期間を除く。)

ハ 当該特例による障害給付の受給権者のカナダ保険期間であつて政令で定めるもの

3 第一項の場合において、老齢基礎年金の振替加算等の受給権者に対して更に老齢基礎年金の振替加算等(以下この項において「新老齢基礎年金の振替加算等」という。)を支給すべき事由が生じた場合であつて、当該新老齢基礎年金の振替加算等の額が従前の老齢基礎年金の振替加算等の額より低いときは、当該新老齢基礎年金の振替加算等の額は、第一項の規定にかかわらず、従前の老齢基礎年金の振替加算等の額に相当する額とする。

4 第一項の規定の適用を受けようとする者同項第二号に掲げる者を除く。)の配偶者の被用者年金被保険者等であつた期間のうち、法律によつて組織された共済組合(第二十一条第六項、第五十六条第六項及び第六十八条第一項において「共済組合」という。)の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者(以下「私学共済制度の加入者」という。)であつた期間については、当該共済組合又

は日本私立学校振興・共済事業団(第二十一条第六項及び第六十八条第一項において「共済組合等」という。)の確認を受けたところによる。(老齢基礎年金の振替加算等の支給停止等の特例)

第十条 この法律の規定により支給する老齢又は障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者に係る老齢基礎年金の振替加算等の支給の停止及び支給の調整に關し必要な事項は、政令で定める。

(障害基礎年金の額の計算の特例)

第十一条 第六条第一項又は第七条第一項の規定により支給する障害基礎年金(以下この条において「特例による障害基礎年金」という。)の国民年金法第三十三条第一項又は第二項の規定による額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定による額に按分率を乗じて得た額とする。

2 前項の按分率は、第一号に掲げる期間の月数を同号から第三号までに掲げる期間の月数を合算した月数で除して得た率とする。

一 特例による障害基礎年金の受給権者の保険料納付済期間であつて政令で定めるものとその他の保険料免除期間であつて政令で定めるものとを合算したもの

二 昭和三十六年四月一日以後の期間(前号に掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間その他政令で定める期間を除く。)

三 当該特例による障害基礎年金の受給権者のカナダ保険期間であつて政令で定めるもの

3 前二項の規定は、特例による障害基礎年金に係る国民年金法第三十三条の二第一項の規定により加算する額に相当する部分(以下この条において「障害基礎年金の加算」という。)の額について準用する。

4 第一項の規定による障害基礎年金の額は、その額が国民年金法第三十一条第二項の規定によりその受給権が消滅した障害基礎年金(障害基

礎年金の加算を除く。以下この項において同じ。の額より低いときは、第一項の規定にかかわらず、従前の障害基礎年金の額に相当する額とする。

5 第三項において準用する第一項の規定による障害基礎年金の加算の額は、その額が国民年金法第三十一条第二項の規定によりその受給権が消滅した障害基礎年金に係る障害基礎年金の加算の額より低いときは、第三項において準用する第一項の規定にかかわらず、従前の障害基礎年金の加算の額に相当する額とする。

6 前項の場合において、国民年金法第三十三条の二第三項の規定により障害基礎年金の加算の額を改定するときは、前項中「加算の額より低い」とあるのは「加算の額を同法第三十三条の二第三項の規定の例により改定した額より低い」と、「従前の障害基礎年金の加算の額」とあるのは「当該改定した額」とする。

(遺族基礎年金の額の計算の特例)

第十二条 第五項第一項、第六項第二項又は第八項の規定により支給する遺族基礎年金(第五項第一項の規定により支給する老齢基礎年金の受給権者が死亡したことによりその者の遺族に支給する遺族基礎年金を含む。以下この条において「特例」による遺族基礎年金という。)の国民年金法第三十八条又は第三十九条の二第一項の規定による額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定による額に按分率を乗じて得た額とする。

2 前項の按分率は、第一号に掲げる期間の月数を同号から第三号までに掲げる期間の月数を合算した月数で除して得た率とする。

一 特例による遺族基礎年金の支給事由となつた死亡に係る者の保険料納付済期間とその者の保険料免除期間とを合算したもの

二 昭和三十六年四月一日から当該特例による遺族基礎年金の支給事由となつた死亡に係る者の死亡した日の翌日の属する月の前月までの期間(前号に掲げる期間並びに二十歳に達

した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間を除く。)三 当該特例による遺族基礎年金の支給事由となつた死亡に係る者のカナダ保険期間であつて政令で定めるもの

3 前二項の規定は、特例による遺族基礎年金に国民年金法第三十九条第一項の規定により加算する額に相当する部分の額について準用する。

4 第一項の規定による遺族基礎年金(当該遺族基礎年金の支給事由となつた死亡に係る者の妻に支給されるものに限り)の額は、当該妻が当該遺族基礎年金の支給を受けることができることにより、被用者年金各法による死亡を支給事由とする年金たる給付に加算する額であつて政令で定めるものに相当する部分(以下この項において「遺族厚生年金等の中高齢寡婦加算等」という。)の支給が停止されている場合において、当該遺族基礎年金の額が当該遺族厚生年金等の中高齢寡婦加算等の額より低いときは、第一項の規定にかかわらず、当該遺族厚生年金等の中高齢寡婦加算等の額に相当する額とする。

第十三条 この法律の規定により支給する国民年金法による給付等(同法による給付又は給付に加算する額に相当する部分)をいう。以下この条において同じ。の額は、社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十年法律第七十七号)その他の政令で定める法律(以下「他の特例法」という。)の規定により支給する国民年金法による給付等(この法律の規定により支給する国民年金法による給付等と同一の支給事由に基づいて支給されるものに限り)の額より低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法(二)以上の他の特例法の規定に該当するときは、それぞれ計算した額のうち最も高いものにより支給する国民年金法による給付等の額に相当する額とする。

第三節 不服申立てに関する特例

第十四条 第九条第四項の場合において、厚生年金保険の被保険者期間以外の被用者年金被保険者等であつた期間に係る同項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づく老齢基礎年金の振替加算等に関する処分の不服の理由とすることができない。

第三章 厚生年金保険法関係

第一節 被保険者の資格に関する特例

第十五条 厚生年金保険の適用事業所に使用される者であつて次の各号のいずれかに掲げるものは、厚生年金保険法第九条の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者となし、一 日本国の領域内において就労する者であつて、協定第五条の規定によりカナダ年金制度法令の規定の適用を受けるもの(第三号に掲げる者を除く)。

二 カナダの領域内において就労する者であつて、協定第五条の規定によりカナダ年金制度法令の規定の適用を受けるもの(次号に掲げる者を除く)。

三 第二十六条の規定により国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた者、第三十八条の規定により地方公務員等共済組合法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた者又は第五十一条の長期給付に関する規定を適用しないこととされた者

2 前項に規定する者の厚生年金保険の被保険者の資格の取得及び喪失に関し必要な事項は、政令で定める。

第二節 保険給付等に関する特例

第一款 保険給付等の支給要件等に関する特例

(カナダ保険期間を有する者に係る老齢厚生年金等の支給要件等の特例)

第十六条 カナダ保険期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有し、かつ、厚生年金保険法によ

る保険給付又は同法による保険給付に加算する額に相当する部分(以下「厚生年金保険法による保険給付等」という。)のうち次に掲げるものの支給要件又は加算の要件に関する規定であつて政令で定めるもの(以下この条において「支給要件等に関する規定」という。)に規定する厚生年金保険法による保険給付等の受給資格要件又は加算の資格要件たる期間を満たさない者について、当該支給要件等に関する規定(その者が当該支給要件等に関する規定に規定する厚生年金保険法による保険給付等の受給資格要件又は加算の資格要件たる期間を満たさないものに限る。)を適用する場合においては、その者のカナダ保険期間であつて政令で定めるものを厚生年金保険の被保険者期間その他の期間であつて政令で定めるものに算入する。

- 一 老齢厚生年金
- 二 遺族厚生年金
- 三 特例老齢年金
- 四 特例遺族年金
- 五 厚生年金保険法第四十四条第一項(同法及び他の法令において準用する場合を含む。)の規定により老齢厚生年金に加算する加給年金額に相当する部分(以下「老齢厚生年金の加給」という。)
- 六 厚生年金保険法第六十二条第一項の規定により遺族厚生年金に加算する額に相当する部分(以下「遺族厚生年金の中高齢寡婦加算」という。)
- 七 昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項の規定により遺族厚生年金に加算する額に相当する部分(以下「遺族厚生年金の経過の寡婦加算」という。)

(カナダ保険期間を有する者に係る障害厚生年金等の支給要件の特例)

第十七条 カナダ保険期間を有する者が、その者の傷病による障害について厚生年金保険法第四十七條第一項ただし書(同法第四十七條の二第二項、第四十七條の三第二項、第五十二條第五

項及び第五十四条第三項において準用する場合を含む。に該当するときは、同法第四十七条第一項ただし書の規定の適用については、その者のカナダ保険期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす。ただし、その者が、当該障害に係る障害認定日において厚生年金保険の被保険者期間を有しないときは、この限りでない。

2 カナダ保険期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者が、その者の死亡について厚生年金保険法第五十八条第一項ただし書に該当するときは、同項ただし書の規定の適用については、その者のカナダ保険期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす。

(カナダ保険期間中に初診日のある傷病による障害に係る障害厚生年金の支給要件等の特例)
第十八条 カナダ保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において厚生年金保険の被保険者期間を有するものは、厚生年金保険法第四十七条第一項、第四十七条の二第一項又は第四十七条の三第一項の規定の適用については、当該初診日において厚生年金保険の被保険者であつたものとみなす。ただし、その者が、当該障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合については、この限りでない。

2 カナダ保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、厚生年金保険法第五十二条第四項又は第五十四条第二項ただし書の規定の適用については、当該初診日において厚生年金保険の被保険者であつたものとみなす。
(カナダ保険期間中の死亡に係る遺族厚生年金の支給要件の特例)
第十九条 カナダ保険期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者が、カナダ保険期間中に死亡した場合は、厚生年金保険法第五十八条の規定の適用については、同条第一項第一号に該

当するものとみなす。ただし、その者の死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があるときは、この限りでない。

2 カナダ保険期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者が、カナダ保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日以前に死亡した場合(その者が厚生年金保険法第五十八条第一項第一号又は第二号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。)は、同条の規定の適用については、同号に該当するものとみなす。この場合において、同項ただし書の規定を準用する。

第二款 保険給付等の額の計算等に関する特例
(老齢厚生年金の加給等の額の計算の特例)
第二十条 第十六条の規定により支給する厚生年金保険法による保険給付等のうち次に掲げるものの額は、当該厚生年金保険法による保険給付等の額に関する規定であつて政令で定めるものにかかわらず、当該規定による厚生年金保険法による保険給付等の額に期間比率を乗じて得た額(同条に規定する加算の要件に関する規定であつて政令で定めるもののうち二以上に該当するときは、一の加算の要件に関する規定に該当するものとしてそれぞれ計算した額のうち最も高いもの)とする。

一 老齢厚生年金の加給
二 遺族厚生年金の中高齢寡婦加算
三 遺族厚生年金の経過的寡婦加算
2 前項の期間比率は、同項各号に掲げる厚生年金保険法による保険給付等の受給権者又は当該厚生年金保険法による保険給付等の支給事由となつた死亡に係る者の厚生年金保険の被保険者期間であつて政令で定めるものの月数を、当該厚生年金保険法による保険給付等の受給資格要件又は加算の資格要件たる期間であつて政令で定めるものの月数で除して得た率とする。
3 第十六条の規定により支給する老齢厚生年金

の加給の額については、当該老齢厚生年金の加給の受給権を有する者がその権利を取得した月以後における厚生年金保険の被保険者であつた期間は、その計算の基礎としない。

4 厚生年金保険の被保険者であつて、第十六条の規定により支給する老齢厚生年金の加給の受給権を有する者が、その厚生年金保険の被保険者の資格を喪失し、かつ、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過したときは、前項の規定にかかわらず、その厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した月前における厚生年金保険の被保険者であつた期間を当該老齢厚生年金の加給の額の計算の基礎とするものとし、その厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過した日の属する月から、当該老齢厚生年金の加給の額を改定する。

5 厚生年金保険法附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権を有し、かつ、同条第七項の規定により読み替えられた同法第四十四条第一項の規定及び第十六条の規定により支給する老齢厚生年金の加給の受給権を有する者が六十五歳に達したときは、第三項の規定にかかわらず、その者の六十五歳に達した日の属する月前における厚生年金保険の被保険者であつた期間を当該老齢厚生年金の加給の額の計算の基礎とするものとし、六十五歳に達した日の属する月の翌月から、当該老齢厚生年金の加給の額を改定する。

(障害厚生年金の額の計算の特例)
第二十一条 第十七条第一項又は第十八条第一項の規定により支給する障害厚生年金(以下この条及び次条において「特例による障害厚生年金」という。)の厚生年金保険法第五十条第一項又は第二項の規定による額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定による額に按分率を乗じて得た額とする。ただし、第四項第一号に掲げる期間の月数が三百月以上である場合は、この

加給の額に於いては、当該老齢厚生年金の加給の受給権を有する者がその権利を取得した月以後における厚生年金保険の被保険者であつた期間は、その計算の基礎としない。

2 特例による障害厚生年金の厚生年金保険法第五十条第三項の規定による額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による額に按分率を乗じて得た額とする。

3 特例による障害厚生年金に係る厚生年金保険法第五十条の二第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分(第五項において「障害厚生年金の配偶者加給」という。)の額は、同条第二項の規定にかかわらず、同項の規定による額に按分率を乗じて得た額とする。

4 前三項の按分率は、第一号に掲げる期間の月数を同号から第三号までに掲げる期間の月数を合算した月数(第一項の場合にあつては、当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月で除して得た率とする)とする。

一 特例による障害厚生年金の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算したもの
二 昭和三十六年四月一日以後の期間(前号に掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間その他政令で定める期間を除く。)

三 当該特例による障害厚生年金の受給権者のカナダ保険期間であつて政令で定めるものの特例による障害厚生年金に係る障害厚生年金の配偶者加給の額は、その額が厚生年金保険法第四十八条第二項の規定によりその受給権が消滅した障害厚生年金に係る障害厚生年金の配偶者加給の額より低いときは、第三項の規定にかかわらず、従前の障害厚生年金に係る障害厚生年金の配偶者加給の額に相当する額とする。

6 第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であつた期間のうち、共済組合の組合員又は私学共済制度の加入者であつた期間については、当該共済組合等の確認を受けたところによる。
(遺族厚生年金の額の計算の特例)

5 特例による障害厚生年金に係る障害厚生年金の配偶者加給の額は、その額が厚生年金保険法第四十八条第二項の規定によりその受給権が消滅した障害厚生年金に係る障害厚生年金の配偶者加給の額より低いときは、第三項の規定にかかわらず、従前の障害厚生年金に係る障害厚生年金の配偶者加給の額に相当する額とする。

6 第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であつた期間のうち、共済組合の組合員又は私学共済制度の加入者であつた期間については、当該共済組合等の確認を受けたところによる。
(遺族厚生年金の額の計算の特例)

5 特例による障害厚生年金に係る障害厚生年金の配偶者加給の額は、その額が厚生年金保険法第四十八条第二項の規定によりその受給権が消滅した障害厚生年金に係る障害厚生年金の配偶者加給の額より低いときは、第三項の規定にかかわらず、従前の障害厚生年金に係る障害厚生年金の配偶者加給の額に相当する額とする。

6 第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であつた期間のうち、共済組合の組合員又は私学共済制度の加入者であつた期間については、当該共済組合等の確認を受けたところによる。
(遺族厚生年金の額の計算の特例)

5 特例による障害厚生年金に係る障害厚生年金の配偶者加給の額は、その額が厚生年金保険法第四十八条第二項の規定によりその受給権が消滅した障害厚生年金に係る障害厚生年金の配偶者加給の額より低いときは、第三項の規定にかかわらず、従前の障害厚生年金に係る障害厚生年金の配偶者加給の額に相当する額とする。

6 第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であつた期間のうち、共済組合の組合員又は私学共済制度の加入者であつた期間については、当該共済組合等の確認を受けたところによる。
(遺族厚生年金の額の計算の特例)

5 特例による障害厚生年金に係る障害厚生年金の配偶者加給の額は、その額が厚生年金保険法第四十八条第二項の規定によりその受給権が消滅した障害厚生年金に係る障害厚生年金の配偶者加給の額より低いときは、第三項の規定にかかわらず、従前の障害厚生年金に係る障害厚生年金の配偶者加給の額に相当する額とする。

6 第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であつた期間のうち、共済組合の組合員又は私学共済制度の加入者であつた期間については、当該共済組合等の確認を受けたところによる。
(遺族厚生年金の額の計算の特例)

5 特例による障害厚生年金に係る障害厚生年金の配偶者加給の額は、その額が厚生年金保険法第四十八条第二項の規定によりその受給権が消滅した障害厚生年金に係る障害厚生年金の配偶者加給の額より低いときは、第三項の規定にかかわらず、従前の障害厚生年金に係る障害厚生年金の配偶者加給の額に相当する額とする。

6 第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であつた期間のうち、共済組合の組合員又は私学共済制度の加入者であつた期間については、当該共済組合等の確認を受けたところによる。
(遺族厚生年金の額の計算の特例)

5 特例による障害厚生年金に係る障害厚生年金の配偶者加給の額は、その額が厚生年金保険法第四十八条第二項の規定によりその受給権が消滅した障害厚生年金に係る障害厚生年金の配偶者加給の額より低いときは、第三項の規定にかかわらず、従前の障害厚生年金に係る障害厚生年金の配偶者加給の額に相当する額とする。

6 第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であつた期間のうち、共済組合の組合員又は私学共済制度の加入者であつた期間については、当該共済組合等の確認を受けたところによる。
(遺族厚生年金の額の計算の特例)

5 特例による障害厚生年金に係る障害厚生年金の配偶者加給の額は、その額が厚生年金保険法第四十八条第二項の規定によりその受給権が消滅した障害厚生年金に係る障害厚生年金の配偶者加給の額より低いときは、第三項の規定にかかわらず、従前の障害厚生年金に係る障害厚生年金の配偶者加給の額に相当する額とする。

6 第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であつた期間のうち、共済組合の組合員又は私学共済制度の加入者であつた期間については、当該共済組合等の確認を受けたところによる。
(遺族厚生年金の額の計算の特例)

5 特例による障害厚生年金に係る障害厚生年金の配偶者加給の額は、その額が厚生年金保険法第四十八条第二項の規定によりその受給権が消滅した障害厚生年金に係る障害厚生年金の配偶者加給の額より低いときは、第三項の規定にかかわらず、従前の障害厚生年金に係る障害厚生年金の配偶者加給の額に相当する額とする。

6 第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であつた期間のうち、共済組合の組合員又は私学共済制度の加入者であつた期間については、当該共済組合等の確認を受けたところによる。
(遺族厚生年金の額の計算の特例)

5 特例による障害厚生年金に係る障害厚生年金の配偶者加給の額は、その額が厚生年金保険法第四十八条第二項の規定によりその受給権が消滅した障害厚生年金に係る障害厚生年金の配偶者加給の額より低いときは、第三項の規定にかかわらず、従前の障害厚生年金に係る障害厚生年金の配偶者加給の額に相当する額とする。

6 第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であつた期間のうち、共済組合の組合員又は私学共済制度の加入者であつた期間については、当該共済組合等の確認を受けたところによる。
(遺族厚生年金の額の計算の特例)

5 特例による障害厚生年金に係る障害厚生年金の配偶者加給の額は、その額が厚生年金保険法第四十八条第二項の規定によりその受給権が消滅した障害厚生年金に係る障害厚生年金の配偶者加給の額より低いときは、第三項の規定にかかわらず、従前の障害厚生年金に係る障害厚生年金の配偶者加給の額に相当する額とする。

6 第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であつた期間のうち、共済組合の組合員又は私学共済制度の加入者であつた期間については、当該共済組合等の確認を受けたところによる。
(遺族厚生年金の額の計算の特例)

5 特例による障害厚生年金に係る障害厚生年金の配偶者加給の額は、その額が厚生年金保険法第四十八条第二項の規定によりその受給権が消滅した障害厚生年金に係る障害厚生年金の配偶者加給の額より低いときは、第三項の規定にかかわらず、従前の障害厚生年金に係る障害厚生年金の配偶者加給の額に相当する額とする。

第二十二條 第十七條第二項又は第十九條の規定

により支給する遺族厚生年金(特例による障害厚生年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族厚生年金を含む。以下この条において「特例による遺族厚生年金」という。)の厚生年金保険法第六十條第一項第一号及び第二号イ並びに第四項の規定による額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定による額に按分率を乗じて得た額とする。ただし、第三項第一号に掲げる期間の月数が三百月以上である場合は、この限りでない。

2 特例による遺族厚生年金に加算する遺族厚生年金の中高齢寡婦加算又は遺族厚生年金の経過的寡婦加算の額は、厚生年金保険法第六十二條第一項又は昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三條第一項の規定にかかわらず、これらの規定により加算する額に按分率を乗じて得た額とする。

3 前二項の按分率は、第一号に掲げる期間の月数を同号から第三号までに掲げる期間の月数を合算した月数(第一項の場合にあつては、当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率とする。

一 特例による遺族厚生年金の支給事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算したもの

二 昭和三十六年四月一日から当該特例による遺族厚生年金の支給事由となつた死亡に係る者の死亡した日の翌日の属する月の前月までの期間(前号に掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間を除く。)

三 当該特例による遺族厚生年金の支給事由となつた死亡に係る者のカナダ保険期間であつて政令で定めるもの

4 第十二條の規定は昭和六十年国民年金等改正法附則第七十四條第一項の規定により特例による遺族厚生年金に加算する額について、第十二

條第一項及び第二項の規定は昭和六十年国民年金等改正法附則第七十四條第二項の規定により特例による遺族厚生年金に加算する額について準用する。

5 前條第六項の規定は、第一項又は第二項の場合について準用する。

(老齢厚生年金の加給等の支給停止の特例)

第二十三條 老齢厚生年金又は障害厚生年金の受給権者の配偶者がこの法律の規定により支給する老齢、退職又は障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものを受けることができる場合における当該配偶者について加算する額に相当する部分の支給の停止に關し必要な事項は、政令で定める。

(他の特例法の規定の適用を受ける厚生年金保険法による保険給付等の額)

第二十四條 この法律の規定により支給する厚生年金保険法による保険給付等の額は、他の特例法の規定により支給する厚生年金保険法による保険給付等(この法律の規定により支給する厚生年金保険法による保険給付等と同一の支給事由に基づいて支給されるものに限る。)の額より低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定(一以上の他の特例法の規定に該當するときは、それぞれ計算した額のうち最も高いもの)により支給する厚生年金保険法による保険給付等の額に相當する額とする。

第三節 不服申立てに關する特例

第二十五條 第三十一條第六項(第三十二條第五項において準用する場合を含む。)、第四十三條第六項(第四十四條第五項において準用する場合を含む。又は第五十六條第六項(第五十七條第五項において準用する場合を含む。))の規定による確認(厚生年金保険の被保険者期間に係るものに限る。)に關する処分について不服がある者は、厚生年金保険法の定めるところにより、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができ。

2 第二十一條第六項(第二十二條第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の場合において、厚生年金保険の被保険者期間以外の被用者年金被保険者等であつた期間に係る第二十一條第六項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づく厚生年金保険法による保険給付等に関する処分の不服の理由とすることができない。

第四章 国家公務員共済組合法關係

第一節 長期給付に關する規定の適用範圍に關する特例

第二十六條 国家公務員共済組合法(以下この章において「国共済法」という。)の長期給付に關する規定は、国共済法第二條第一項第一号に規定する職員(国共済法第二百二十四條の三、第二百二十五條及び第二百二十六條第二項の規定により当該職員とみなされる者並びに国共済法附則第二十二條の三第四項の規定により当該職員とみなされる同條第一項に規定する郵政会社等役員(国共済法附則第二十條の七第一項の規定により当該役員とみなされる者を含む。))を含む。のうち、協定第五條の規定によりカナダ年金制度法令の規定の適用を受ける者には、適用しない。

第二節 長期給付等に關する特例

第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例

(カナダ保険期間を有する者に係る退職共済年金等の支給要件等の特例)

第二十七條 カナダ保険期間及び国家公務員共済組合(国共済法第三條第一項に規定する国家公務員共済組合をいう。以下同じ。)の組合員である期間(以下「国共済組合員期間」という。)を有し、かつ、国共済法による長期給付又は国共済法による長期給付に加算する金額に相當する部分(以下「国共済法による長期給付等」という。)のうち次に掲げるものの支給要件又は加算の要件に關する規定であつて政令で定めるもの(以下この項において「支給要件等に関する規定」という。)

い。に規定する国共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさない者について、当該支給要件等に関する規定(その者が当該支給要件等に関する規定に規定する国共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさないものに限る。)を適用する場合においては、その者のカナダ保険期間であつて政令で定めるものを国共済組合員期間その他の期間であつて政令で定めるものに算入する。

一 退職共済年金
二 遺族共済年金
三 国共済法第七十八條第一項の規定により退職共済年金に加算する加給年金額に相當する部分(以下「国共済法の退職共済年金の加給」という。)

四 国共済法第九十條の規定により遺族共済年金に加算する金額に相當する部分(以下「国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算」という。)

五 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五十號。以下「昭和六十年国共済改正法」という。附則第二十八條第一項の規定により遺族共済年金に加算する金額に相當する部分(以下「国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算」という。))

2 前項の規定により国共済法による退職共済年金の受給資格要件である期間を満たすこととなる者については、国共済法附則第十三條の十第一項の規定は、適用しない。

(カナダ保険期間中に初診日のある傷病による障害に係る障害共済年金の支給要件等の特例)

第二十八條 カナダ保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において国共済組合員期間を有するものは、国共済法第八十一條第一項、第三項又は第五項の規定の適用については、当該初診日において国家公務員共済組合の組合員であつたものとみなす。ただし、その者が、当該

障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合については、この限りでない。

2 カナダ保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、国共済法第八十四条第二項又は第八十七条第四項ただし書の規定の適用については、当該初診日において国家公務員共済組合の組合員であつたものとみなす。

(カナダ保険期間中の死亡に係る遺族共済年金の支給要件の特例)

第二十九条 カナダ保険期間及び国共済組合員期間を有する者が、カナダ保険期間中に死亡した場合は、国共済法第八十八条の規定の適用については、同条第一項第一号に該当するものとみなす。ただし、その者の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があるときは、この限りでない。

2 カナダ保険期間及び国共済組合員期間を有する者が、カナダ保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した場合(その者が国共済法第八十八条第一項第一号又は第二号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。)は、同条の規定の適用については、同号に該当するものとみなす。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

第二款 長期給付等の額の計算等に關する特例

(国共済法の退職共済年金の加給等の額の計算の特例)

第三十条 第二十七条第一項の規定により支給する国共済法による長期給付等のうち次に掲げるものの額は、当該国共済法による長期給付等の額に関する規定であつて政令で定めるものにかかわらず、当該規定による国共済法による長期給付等の額に期間比率を乗じて得た額とする。

一 国共済法の退職共済年金の加給
二 国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算

三 国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算
2 前項の期間比率は、同項各号に掲げる国共済法による長期給付等の受給権者又は当該国共済法による長期給付等の給付事由となつた死亡に係る者の国共済組合員期間であつて政令で定めるものの月数を、当該国共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間であつて政令で定めるものの月数で除して得た率とする。

3 第二十七条第一項の規定により支給する国共済法の退職共済年金の加給の額については、当該国共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後における国共済組合員期間は、その算定の基礎としない。

4 国家公務員共済組合の組合員であつて、第二十七条第一項の規定により支給する国共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が退職(国共済法第二十一条第一項第四号に規定する退職をいう。)したとき(当該退職した日の翌日から起算して一月を経過するまでの間に再び国家公務員共済組合の組合員の資格を取得したときを除く。)は、前項の規定にかかわらず、当該退職した日の翌日の属する月の前月までの国共済組合員期間を算定の基礎として、当該国共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

5 国共済法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金の受給権を有し、かつ、同条第八項の規定により読み替えられた国共済法第七十八条第一項の規定及び第二十七条第一項の規定により支給する国共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が六十五歳に達したときは、第三項の規定にかかわらず、その者の六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの国共済組合員期間を算定の基礎として、当該国共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

(国共済法の障害共済年金の額の計算の特例)
第三十一条 第二十八条第一項の規定により支給する障害共済年金(以下この条及び次条において「特例による障害共済年金」という。)の国共済法第八十二条第一項(後段を除く。)の規定による金額は、同項の規定にかかわらず、同項第一号の規定による金額(第四項第一号に掲げる期間の月数が三百未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額)とする。

2 特例による障害共済年金の国共済法第八十二条第一項第一号に掲げる金額の同項後段の規定による金額は、同項後段の規定にかかわらず、同項後段の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

3 特例による障害共済年金に係る国共済法第八十三条第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分第五項において「国共済法の障害共済年金の配偶者加給」という。の額は、同条第三項の規定にかかわらず、同項の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

4 前三項の按分率は、第一号に掲げる期間の月数を同号から第三号までに掲げる期間の月数を合算した月数(第一項の場合にあつては、当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月で除して得た率とする)とする。

一 特例による障害共済年金の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算したもの
二 昭和三十六年四月一日以後の期間(前号に掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間その他政令で定める期間を除く。)

三 当該特例による障害共済年金の受給権者のカナダ保険期間であつて政令で定めるもの
特例による障害共済年金に係る国共済法の障害共済年金の配偶者加給の額は、その額が国共済法第八十五条第四項の規定によりその受給権が消滅した国共済法による障害共済年金に係る国共済法の障害共済年金の配偶者加給の額より低いときは、第三項の規定にかかわらず、従前

の国共済法による障害共済年金に係る国共済法の障害共済年金の配偶者加給の額に相当する額とする。

6 第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であつた期間のうち国共済組合員期間以外の期間については、社会保険庁長官(当該国共済組合員期間以外の期間が私学共済制度の加入者であつた期間であるときは、日本私立学校振興・共済事業団)の確認を受けたところによる。

(国共済法の遺族共済年金の額の計算の特例)
第三十二条 第二十九条の規定により支給する遺族共済年金(特例による障害共済年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族共済年金を含む。以下この条において「特例による遺族共済年金」という。)の国共済法第八十九条第一項第一号イの規定による金額は、同号イの規定にかかわらず、同号イ(1)の規定による金額(第三項第一号に掲げる期間の月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額)とする。

2 特例による遺族共済年金に加算する国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額は、国共済法第九十条又は昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により加算する金額に、按分率を乗じて得た金額とする。

3 前二項の按分率は、第一号に掲げる期間の月数を同号から第三号までに掲げる期間の月数を合算した月数(第一項の場合にあつては、当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月で除して得た率とする)とする。

一 特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算したもの
二 昭和三十六年四月一日から当該特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る

第三十四条 この法律の規定により支給する国共済法による長期給付等の額は、他の特例法の規定により支給する国共済法による長期給付等の額より支給する国共済法による長期給付等と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。の額より低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定（二以上の他の特例法の規定に該当するとき）は、それぞれ計算した額のうち最も高いものにより支給する国共済法による長期給付等の額に相当する額とする。

第五章 地方公務員等共済組合法関係
第一節 長期給付に関する規定の適用範囲に関する特例

る規定。その者が当該支給要件等に関する規定に規定する地共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさないものに限る。）を適用する場合においては、その者のカナダ保険期間であつて政令で定めるものを地共済組合員期間その他の期間であつて政令で定めるものに算入する。

カナダ保険期間中の死亡に係る遺族共済年金の支給要件の特例)

いては、同条第一項第一号に該当するものとみなす。ただし、その者の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があるときは、この限りでない。

2 カナダ保険期間及び地共済組合員期間を有する者が、カナダ保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した場合(その者が地共済法第九十九条第一項第一号又は第二号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。)は、同条の規定の適用については、同号に該当するものとみなす。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例

(地共済法の退職共済年金の加給等の額の計算の特例)

第四十二条 第三十九条第一項の規定により支給する地共済法による長期給付等のうち次に掲げるものの額は、当該地共済法による長期給付等の額に関する規定であつて政令で定めるものにかかわらず、当該規定による地共済法による長期給付等の額に期間比率を乗じて得た金額とする。

一 地共済法の退職共済年金の加給

二 地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算

三 地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算

2 前項の期間比率は、同項各号に掲げる地共済法による長期給付等の受給権者又は当該地共済法による長期給付等の給付事由となつた死亡に係る者の地共済組合員期間であつて政令で定めるものの月数を、当該地共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間であつて政令で定めるものの月数で除して得た率とする。

3 第三十九条第一項の規定により支給する地共済法の退職共済年金の加給の額については、当該地共済法の退職共済年金の加給の受給権を有

する者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後における地共済組合員期間は、その算定の基礎としない。

4 地方公務員共済組合の組合員であつて、第三十九条第一項の規定により支給する地共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が退職(地共済法第二十一条第一項第四号に規定する退職をいう。)したとき(当該退職した日の翌日から起算して一月を経過するまでの間に再び地方公務員共済組合の組合員の資格を取得したときを除く。)は、前項の規定にかかわらず、当該退職した日の翌日の属する月の前月までの地共済組合員期間を算定の基礎として、当該地共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

5 地共済法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権を有し、かつ、同条第八項の規定により読み替えられた地共済法第八十条第一項の規定及び第三十九条第一項の規定により支給する地共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が六十五歳に達したときは、第三項の規定にかかわらず、その者の六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの地共済組合員期間を算定の基礎として、当該地共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

(地共済法の障害共済年金の額の計算の特例)

第四十三条 第四十条第一項の規定により支給する障害共済年金(以下この条及び次条において「特例による障害共済年金」という。)の地共済法第八十七条第一項の規定による金額は、同項の規定にかかわらず、同項第一号の規定による金額(第四項第一号に掲げる期間の月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額)とする。

2 特例による障害共済年金の地共済法第八十七条第一項第一号に掲げる金額の同条第三項の規定による金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

3 特例による障害共済年金に係る地共済法第八

十八条第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分第五項において「地共済法の障害共済年金の配偶者加給」という。)の額は、同条第三項の規定にかかわらず、同項の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

4 前三項の按分率は、第一号に掲げる期間の月数を同条から第三号までに掲げる期間の月数を合算した月数(第一項の場合にあつては、当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率とする。

一 特例による障害共済年金の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算したもの

二 昭和三十六年四月一日以後の期間(前号に掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間その他政令で定める期間を除く。)

三 当該特例による障害共済年金の受給権者のカナダ保険期間であつて政令で定めるもの

5 特例による障害共済年金に係る地共済法の障害共済年金の配偶者加給の額は、その額が地共済法第九十条第五項の規定によりその受給権が消滅した地共済法による障害共済年金に係る地共済法の障害共済年金の配偶者加給の額より低いときは、第三項の規定にかかわらず、従前の地共済法による障害共済年金に係る地共済法の障害共済年金の配偶者加給の額に相当する額とする。

6 第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であつた期間のうち地共済組合員期間以外の期間については、社会保険庁長官(当該地共済組合員期間以外の期間が私学共済制度の加入者であつた期間であるときは、日本私立学校振興・共済事業団の承認を受けたところ)による。

(地共済法の遺族共済年金の額の計算の特例)

第四十四条 第四十一条の規定により支給する遺族共済年金(特例による障害共済年金の受給権

者が死亡したことにより支給する遺族共済年金を含む。以下この条において「特例による遺族共済年金」という。)の地共済法第九十九条の二第一項第一号イの規定による金額は、同号イの規定にかかわらず、同号イ(1)の規定による金額(第三項第一号に掲げる期間の月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額)とする。

2 特例による遺族共済年金に加算する地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額は、地共済法第九十九条の三又は昭和六十年地共済改正法附則第二十九条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により加算する金額に、按分率を乗じて得た金額とする。

3 前二項の按分率は、第一号に掲げる期間の月数を同条から第三号までに掲げる期間の月数を合算した月数(第一項の場合にあつては、当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率とする。

一 特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算したもの

二 昭和三十六年四月一日から当該特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の死亡した日の翌日の属する月の前月までの期間(前号に掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間を除く。)

三 当該特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者のカナダ保険期間であつて政令で定めるもの

4 第十二条の規定は昭和六十年地共済改正法附則第三十条第一項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について、第十二条第一項及び第二項の規定は昭和六十年地共済改正法附則第三十条第二項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について準用する。

5 前条第六項の規定は、第一項又は第二項の場合について準用する。

(地共済法の退職共済年金の加給等の支給停止の特例)

第四十五条 地共済法による退職共済年金又は障害共済年金の受給権者の配偶者がこの法律の規定により支給する退職、老齢又は障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものを受けることができる場合における当該配偶者について加算する金額に相当する部分の支給の停止に關し必要な事項は、政令で定める。(他の特例法の規定の適用を受ける地共済法による長期給付等の額)

第四十六条 この法律の規定により支給する地共済法による長期給付等の額は、他の特例法の規定により支給する地共済法による長期給付等(この法律の規定により支給する地共済法による長期給付等と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。)の額より低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定(二以上の他の特例法の規定に該当するときは、それぞれ計算した額のうち最も高いもの)により支給する地共済法による長期給付等の額に相当する額とする。

第三節 不服申立てに關する特例等

(地共済法の規定による審査請求の特例)

第四十七条 第九条第四項、第二十一条第六項(第二十一条第五項において準用する場合を含む。)又は第五十六条第六項(第五十七条第五項において準用する場合を含む。)の規定による確認(地共済組合員期間に係るものに限る。)に關する処分について不服がある者は、地共済法の定めるところにより、地方公務員共済組合審査会に對して審査請求をすることができる。

2 第四十三条第六項(第四十四条第五項において準用する場合を含む。)以下この項において同じ。)の場合において、地共済組合員期間以外の期間に係る第四十三条第六項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づく地

共済法による長期給付等に關する処分について不服の理由とすることができない。

(地共済法の規定による審査請求の手續の特例)

第四十八条 地共済法第七十七条第一項の規定による審査請求は、同項の規定によるほか、カナダ年金法令の規定により同種の請求を受理することとされているカナダ実施機關を経由してすることができる。

2 前項の場合における地共済法第七十七条第二項の規定による審査請求の期間の計算については、その經由したカナダ実施機關に審査請求書を提出し、又は行政不服審査法第十五条第一項及び第二項に規定する事項を口頭で陳述した時に審査請求があつたものとみなす。

(主務大臣の権限)

第四十九条 地共済法第四十四条の二十九第一項に規定する主務大臣は、協定及びこの法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、同項に定めるところにより地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会又は地方公務員共済組合連合会に對して、その業務に關し、監督上必要な命令をすることができ

る。

(地方公務員共済組合連合会の事業)

第五十条 地方公務員共済組合連合会は、地共済法第三十八条の二に規定する事業のほか、協定に基づく連絡機關としての事業を行うものとする。

第六章 私立学校教職員共済法關係

第一節 長期給付に關する規定の適用範

囲に關する特例

第五十一条 私立学校教職員共済法(以下この章において「私学共済法」という。)の長期給付に關する規定は、私学共済法第十四条第一項に規定する教職員等のうち、次の各号のいずれかに掲げるものには、適用しない。

一 日本国の領域内において就労する者であつて、協定第五条の規定によりカナダ年金制度法令の規定の適用を受けるもの

二 カナダの領域内において就労する者であつて、協定第五条の規定によりカナダ年金制度法令の規定の適用を受けるもの

2 私学共済法の長期給付に關する規定の適用を受ける私学共済制度の加入者が、前項の規定によりその適用を受けない私学共済制度の加入者となつたときは、私学共済法の長期給付に關する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職(私学共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法(以下この章において「準用国共済法」という。)第二条第一項第四号に規定する退職をいう。第五十五条第四項において同じ。)をしたものとみなす。

3 第一項の規定により私学共済法の長期給付に關する規定を適用しないこととされた私学共済制度の加入者の私学共済法による掛金の標準給与の月額及び標準賞与の額に対する割合は、政令で定める範囲内において、共済規程(私学共済法第四条第一項に規定する共済規程をいう。)で定める。

第二節 長期給付等に關する特例

第一款 長期給付等の支給要件等に關する特例

(カナダ保険期間を有する者に係る退職共済年金等の支給要件等の特例)

第五十二条 カナダ保険期間及び私学共済法第七條第一項に規定する加入者期間(以下「私学共済加入者期間」という。)を有し、かつ、私学共済法による長期給付又は私学共済法による長期給付に加算する金額に相当する部分(以下「私学共済法に關する長期給付等」という。)のうち次に掲げるものの支給要件又は加算の要件に關する規定であつて政令で定めるもの(以下この項において「支給要件等に関する規定」という。)に規定する私学共済法に關する長期給付等の支給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさない者について、当該支給要件等に関する規定(その者が当該支給要件等に関する規定に規定する私学共済法による長期給付等の支給資格要

件又は加算の資格要件である期間を満たさないものに限る。)を適用する場合においては、その者のカナダ保険期間であつて政令で定めるものを私学共済加入者期間その他の期間であつて政令で定めるものに算入する。

一 退職共済年金

二 遺族共済年金

三 準用国共済法第七十八条第一項の規定により退職共済年金に加算する加給年金額に相当する部分(以下「私学共済法の退職共済年金の加給」という。)

四 準用国共済法第九十条の規定により遺族共済年金に加算する金額に相当する部分(以下「私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算」という。)

五 私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第一項の規定により遺族共済年金に加算する金額に相当する部分以下「私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算」という。)

2 前項の規定により私学共済法による退職共済年金の支給資格要件である期間を満たすこととなる者については、準用国共済法附則第十三条の十第一項の規定は、適用しない。

(カナダ保険期間中に初診日のある傷病による障害に係る障害共済年金の支給要件等の特例)

第五十三条 カナダ保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において私学共済加入者期間を有するものは、準用国共済法第八十一条第一項、第三項又は第五項の規定の適用については、当該初診日において私学共済制度の加入者であつたものとみなす。ただし、その者が、当該障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合については、この限りでない。

2 カナダ保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、準用国共済法第八十四条第

二項又は第八十七条第四項ただし書の規定の適用については、当該初診日において私学共済制度の加入者であったものとみなす。
(カナダ保険期間中の死亡に係る遺族共済年金の支給要件の特例)

第五十四条 カナダ保険期間及び私学共済加入者期間を有する者が、カナダ保険期間中に死亡した場合又は、準用国共済法第八十八条の規定の適用については、同条第一項第一号に該当するものとみなす。ただし、その者の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があるときは、この限りでない。

2 カナダ保険期間及び私学共済加入者期間を有する者が、カナダ保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した場合(その者が準用国共済法第八十八条第一項第一号又は第二号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。)は、同条の規定の適用については、同号に該当するものとみなす。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例

(私学共済法の退職共済年金の加給等の額の計算の特例)

第五十五条 第五十二条第一項の規定により支給する私学共済法による長期給付等のうち次に掲げるものの額は、当該私学共済法による長期給付等の額に関する規定であつて政令で定めるものにかかわらず、当該規定による私学共済法による長期給付等の額に期間比率を乗じて得た額とする。

一 私学共済法の退職共済年金の加給

二 私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算

三 私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算

2 前項の期間比率は、同項各号に掲げる私学共

済法による長期給付等の受給権者又は当該私学共済法による長期給付等の給付事由となつた死亡に係る者の私学共済加入者期間であつて政令で定めるものの月数を、当該私学共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間であつて政令で定めるものの月数で除して得た率とする。

3 第五十二条第一項の規定により支給する私学共済法の退職共済年金の加給の額については、当該私学共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後における私学共済加入者期間は、その算定の基礎としない。

4 私学共済制度の加入者であつて、第五十二条第一項の規定により支給する私学共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が退職をしたとき(当該退職をした日の翌日から起算して一月を経過するまでの間に再び私学共済制度の加入者の資格を取得したときを除く。)は、前項の規定にかかわらず、当該退職をした日の翌日の属する月の前月までの私学共済加入者期間を算定の基礎として、当該私学共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

5 準用国共済法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金の受給権を有し、かつ、同条第八項の規定により読み替えられた準用国共済法第七十八条第一項の規定及び第五十二条第一項の規定により支給する私学共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が六十五歳に達したときは、第三項の規定にかかわらず、その者の六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの私学共済加入者期間を算定の基礎として、当該私学共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

(私学共済法の障害共済年金の額の計算の特例)
第五十六条 第五十三条第一項の規定により支給する障害共済年金(以下この条及び次条において「特例による障害共済年金」という。)の準用国共済法第八十二条第一項(後段を除く。)の規定

による金額は、同項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる金額(第四項第一号に掲げる期間の月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額)とする。

2 特例による障害共済年金の準用国共済法第八十二条第一項第一号に掲げる金額の同項後段の規定による金額は、同項後段の規定にかかわらず、同項後段の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

3 特例による障害共済年金に係る準用国共済法第八十三条第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分(第五項において「私学共済法の障害共済年金の配偶者加給」という。)の額は、同条第三項の規定にかかわらず、同項の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

4 前三項の按分率は、第一号に掲げる期間の月数を同号から第三号までに掲げる期間の月数を合算した月数(第一項の場合にあつては、当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率とする。

一 特例による障害共済年金の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算したもの

二 昭和三十六年四月一日から当該特例による障害共済年金の給付事由となつた障害に係る障害認定日(二以上の障害を給付事由とする障害共済年金にあつては、準用国共済法第八十二条第四項の規定の例による障害認定日)の属する月までの期間(前号に掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間を除く。)

三 当該特例による障害共済年金の受給権者のカナダ保険期間であつて政令で定めるもの
特例による障害共済年金に係る私学共済法の障害共済年金の配偶者加給の額は、その額が準用国共済法第八十五条第四項の規定によりその受給権が消滅した私学共済法による障害共済年

金に係る私学共済法の障害共済年金の配偶者加給の額より低いときは、第三項の規定にかかわらず、従前の私学共済法による障害共済年金に係る私学共済法の障害共済年金の配偶者加給の額に相当する額とする。

6 第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であつた期間のうち私学共済加入者期間以外の期間については、社会保険庁長官(当該私学共済加入者期間以外の期間が共済組合の組合員であつた期間であるときは、当該共済組合)の確認を受けたところによる。

(私学共済法の遺族共済年金の額の計算の特例)
第五十七条 第五十四条の規定により支給する遺族共済年金(特例による障害共済年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族共済年金を含む。以下この条において「特例による遺族共済年金」という。)の準用国共済法第八十九条第一項第一号イの規定による金額は、同号イの規定にかかわらず、同号イ(1)に掲げる金額(第三項第一号に掲げる期間の月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額)とする。

2 特例による遺族共済年金に加算する私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額は、準用国共済法第九十条又は私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により加算する金額に、按分率を乗じて得た金額とする。

3 前二項の按分率は、第一号に掲げる期間の月数を同号から第三号までに掲げる期間の月数を合算した月数(第一項の場合にあつては、当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率とする。

一 特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算

したものの

二 昭和三十六年四月一日から当該特例による遺族共済年金の給付事由となった死亡に係る者の死亡した日の翌日の属する月の前月までの期間(前号に掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間を除く。)

三 当該特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者のカナダ保険期間であつて政令で定めるもの

4 第十二条の規定は私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第一項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について、第十二条第一項及び第二項の規定は私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第二項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について準用する。

5 前条第六項の規定は、第一項又は第二項の場合について準用する。

(私学共済法の退職共済年金の加給等の支給停止の特例)

第五十八条 私学共済法による退職共済年金又は障害共済年金の受給権者の配偶者がこの法律の規定により支給する退職、老齢又は障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものを受けることができる場合における当該配偶者について加算する金額に相当する部分の支給の停止に關し必要な事項は、政令で定める。

(他の特例法の規定の適用を受ける私学共済法による長期給付等の額)

第五十九条 この法律の規定により支給する私学共済法による長期給付等の額は、他の特例法の規定により支給する私学共済法による長期給付等(この法律の規定により支給する私学共済法による長期給付等と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。)の額より低いときは、

この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定(二以上の他の特例法の規定に該当するときは、それぞれ計算した額のうち最も高いもの)により支給する私学共済法による長期給付等の額に相当する額とする。

第三節 不服申立てに關する特例等

(私学共済法の規定による審査請求の特例)

第六十条 第九條第四項、第二十一條第六項(第二十二條第五項において準用する場合を含む。)、第三十一條第六項(第三十二條第五項において準用する場合を含む。)(又は第四十三條第六項(第四十四條第五項において準用する場合を含む。))の規定による確認(私学共済加入者期間に係るものに限る。)に關する処分について不服がある者は、私学共済法の定めるところにより、日本私立学校振興・共済事業団の共済審査会に對して審査請求をすることが出来る。

2 第五十六條第六項(第五十七條第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の場合において、私学共済加入者期間以外の期間に係る第五十六條第六項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づく私学共済法による長期給付等に關する処分についての不服の理由とすることが出来ない。

(私学共済法の規定による審査請求の手續の特例)

第六十一条 私学共済法第三十六條第一項の規定による審査請求は、同項の規定によるほか、カナダ年金法令の規定により同種の請求を受理することとされているカナダ実施機關を經由してすることが出来る。

2 前項の場合における私学共済法第三十六條第二項の規定による審査請求の期間の計算については、その經由したカナダ実施機關に審査請求書を提出し、又は行政不服審査法第十五條第一項及び第二項に規定する事項を口頭で陳述した時に審査請求があつたものとみなす。

(文部科学大臣の権限)
第六十二条 文部科学大臣は、協定及びこの法律

を施行するため必要があると認めるときは、日本私立学校振興・共済事業団に對して、その業務に關し、監督上必要な命令をすることが出来る。

第七章 被用者年金各法の規定による給付に係る調整

(老齢給付の加給の支給の調整)

第六十三条 第十六條、第二十七條第一項、第三十九條第一項又は第五十二條第一項の規定により、同時に二以上の老齢厚生年金の加給、国共済法の退職共済年金の加給、地共済法の退職共済年金の加給又は私学共済法の退職共済年金の加給(以下この条において「老齢給付の加給」という。)の支給を受けることができる者については、国家公務員共済組合法第七十九條第七項(私立学校教職員共済法第二十五條において準用する場合を含む。)(及び地方公務員等共済組合法第八十一條第八項の規定にかかわらず、その額が最も高い一の老齢給付の加給を支給し、その間、他の老齢給付の加給を支給を停止する。この場合において、当該最も高い老齢給付の加給が二以上あるときは、共済年金各法の定めるところにより、その一の老齢給付の加給を支給し、その間、他の老齢給付の加給を支給を停止する。

(二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有する者に係る障害厚生年金等の支給要件の特例)

第六十四条 カナダ保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの(当該初診日において、当該傷病以外の傷病による障害を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権者である者に限る。)(は、当該年金たる給付に係る被用者年金被保険者等であつた期間のみを有するものとみなして、第十八條第一項、第二十八條第一項、第四十條第一項又は第五十三條第一項の規定を適用する。

2 カナダ保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの(当該障害認定日がある期間中に係る障害に係る者に限るものとし、前項の規定により同一の障害を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有するに至つた者を除く。)(は、当該一の期間のみを有するものとみなして、第十八條第一項、第二十八條第一項、第四十條第一項又は第五十三條第一項の規定を適用する。

2 カナダ保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの(当該障害認定日がある期間中に係る障害に係る者に限るものとし、前項の規定により同一の障害を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有するに至つた者を除く。)(は、当該一の期間のみを有するものとみなして、第十八條第一項、第二十八條第一項、第四十條第一項又は第五十三條第一項の規定を適用する。

3 カナダ保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの(前二項の規定により同一の障害を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有するに至つた者を除く。)(は、当該障害認定日前の直近の被用者年金被保険者等の資格を喪失した日の前日における被用者年金被保険者等であつた期間のみを有するものとみなして、第十八條第一項、第二十八條第一項、第四十條第一項又は第五十三條第一項の規定を適用する。ただし、その者が当該障害を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有するに至らなかつた場合にあつては、その者を当該資格を喪失した日前の直近の資格を喪失した日の前日における被用者年金被保険者等であつた期間のみを有する者とみなして、これらの規定を適用するものとし、これによつても当該年金たる給付の受給権を有するに至らなかつた場合にあつても、同様とする。

(二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有する者に係る遺族厚生年金等の支給要件の特例)

第六十五条 カナダ保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者であつて、当該死亡した日において二以上の被用者年金被保険者等であつ

た期間を有するもの(当該死亡した日がその一の期間中にある者に限る。)は、当該一の期間のみを有するものとみなして、第十九条第二項、第二十九条第二項、第四十一条第二項又は第五十四条第二項の規定を適用する。

2 カナダ保険期間中に死亡した者又はカナダ保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者であつて、当該死亡した日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの(前項の規定により同一の死亡を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有するに至つた者がある場合における当該死亡に係る者を除く。)は、当該死亡した日直前の直近の被用者年金被保険者等の資格を喪失した日の前日における被用者年金被保険者等であつた期間のみを有するものとみなして、第十九条、第二十九条、第四十一条又は第五十四条の規定を適用する。ただし、その者の死亡を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有するに至る者が不在の場合にあつては、当該死亡した者を当該資格を喪失した日直前の直近の資格を喪失した日における被用者年金被保険者等であつた期間のみを有する者とみなして、これらの規定を適用するものとし、これによつても当該年金たる給付の受給権を有するに至る者が不在の場合にあつても、同様とする。

(遺族給付の中高齢寡婦加算等の支給の調整)
第六十六条 第十六条、第二十七条第一項、第三十九条第一項又は第五十二条第一項の規定により、同時に同一の死亡を支給事由とする二以上の遺族厚生年金の中高齢寡婦加算、国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算、地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算(以下この項において「遺族給付の中高齢寡婦加算」という。)の支給を受けることができる者は、国家公務員共済組合法第九十三条第二項(私立学校教職員共

済法第二十五条において準用する場合を含む。)及び地方公務員等共済組合法第九十九条の六第二項の規定にかかわらず、その額が最も高い一の遺族給付の中高齢寡婦加算を支給し、その間、他の遺族給付の中高齢寡婦加算の支給を停止する。この場合において、当該最も高い遺族給付の中高齢寡婦加算が二以上あるときは、共済年金各法の定めるところにより、その一の遺族給付の中高齢寡婦加算を支給し、その間、他の遺族給付の中高齢寡婦加算の支給を停止する。

第十六条、第二十七条第一項、第三十九条第一項又は第五十二条第一項の規定により、同時に同一の死亡を支給事由とする二以上の遺族厚生年金の経過の寡婦加算、国共済法の遺族共済年金の経過の寡婦加算、地共済法の遺族共済年金の経過の寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の経過の寡婦加算(以下この項において「遺族給付の経過の寡婦加算」という。)の支給を受けることができる者は、昭和六十年国共済改正法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。及び昭和六十年地共済改正法附則第二十九条第四項の規定にかかわらず、その額が最も高い一の遺族給付の経過の寡婦加算を支給し、その間、他の遺族給付の経過の寡婦加算を支給し、その間、他の遺族給付の経過の寡婦加算の支給を停止する。この場合において、当該最も高い遺族給付の経過の寡婦加算が二以上あるときは、共済年金各法の定めるところにより、その一の遺族給付の経過の寡婦加算を支給し、その間、他の遺族給付の経過の寡婦加算の支給を停止する。

第八章 雑則
第八十二条 国民年金法又は厚生年金保険法の規定による審査請求等の手続の特例
第六十七条 次に掲げる規定による審査請求又は再審査請求は、社会保険審査官及び社会保険審査会法昭和二十八年法律第二百六号第五十五条第二項(同法第三十二条第四項において準用する

場合を含む。)の規定によるほか、カナダ年金法令の規定により同種の請求を受理することとされているカナダ実施機関を経由してすることができる。
一 国民年金法第百一条第一項
二 国民年金法附則第九条の三の二第五項
三 厚生年金保険法第九十条第一項
四 厚生年金保険法第九十一条
五 厚生年金保険法附則第二十九条第六項
2 前項の場合における社会保険審査官及び社会保険審査会法第四十条若しくは第三十二条第二項の規定による審査請求の期間又は同条第一項の規定による再審査請求の期間の計算については、その理由したカナダ実施機関に審査請求書若しくは再審査請求書を提出し、又は口頭で陳述した時に、審査請求又は再審査請求があつたものとみなす。

(カナダ年金法令による申請等)
第六十八条 カナダ年金法令の規定により支給される年金たる給付その他の給付(第七十条において「カナダ年金」という。)の申請その他カナダ年金法令においてカナダ実施機関に対して行うこととされている申請又は申告(以下この項において「カナダ年金法令による申請等」という。)を行おうとする者は、当該カナダ年金法令による申請等に係る文書を日本国実施機関(社会保険庁長官、国家公務員共済組合連合会、全国市町村職員共済組合連合会又は共済組合等)国家公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会を組織する共済組合を除く。)に限り、当該日本国実施機関が当該文書を受理したときは、遅滞なく、当該文書のカナダ実施機関に送付するものとする。

2 カナダ年金法令においてカナダ実施機関に申し立てることとされている不服申立てを行おうとする者は、社会保険審査官若しくは社会保険審査会、国家公務員共済組合審査会、地方公務員共済組合審査会又は日本私立学校振興・共済事業団の共済審査会(以下この項において「審査機関」という。)にその旨の文書を提出することができる。この場合において、当該審査機関が当該文書を受理したときは、遅滞なく、当該文書のカナダ実施機関に送付するものとする。

(情報の提供等)
第六十九条 日本国実施機関又は社会保険審査官若しくは社会保険審査会(次項において「日本側保有機関」という。)は、国民年金法若しくは被用者年金各法以下この項及び第七十三条において「公的年金各法」という。)の被保険者若しくは被保険者であつた者、組合員若しくは組合員であつた者若しくは加入者若しくは加入者であつた者又は公的年金各法による年金たる給付の受給権者に関する情報であつてこの法律、公的年金各法その他関係法令の実施のために自らが保有するもの(以下この項において「保有情報」という。)を、保有情報の本人又はその遺族の権利義務に係る協定の規定の実施に必要な限度において、協定第二条1(d)に規定するカナダの権限のある当局又はカナダ実施機関(次項において「カナダ側保有機関」という。)に対して提供することができる。

2 日本側保有機関は、カナダ側保有機関から提供を受けた情報であつて個人に関するものについて、個人情報保護の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)、行政機関の保有する個人情報保護の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)又は独立行政法人等の保有する個人情報保護の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)の規定によるほか、これらの法律における個人に関する情報の保護の措置に準じて、個人に関する情報の安全の確保その他の必要な措置を講じなければならない。

(戸籍事項の無料証明)
第七十条 市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。)は、カナダ年金の受給権者

が保有するもの(以下この項において「保有情報」という。)を、保有情報の本人又はその遺族の権利義務に係る協定の規定の実施に必要な限度において、協定第二条1(d)に規定するカナダの権限のある当局又はカナダ実施機関(次項において「カナダ側保有機関」という。)に対して提供することができる。

に対して、当該市町村の条例で定めるところにより、カナダ年金法令の適用を受ける者、カナダ年金法令の適用を受けたことがある者又はカナダ年金の受給権者であつて日本国の国籍を有するものの戸籍に關し、無料で証明を行うことができる。

(経過措置)

第七十一条 この法律に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

(実施命令)

第七十二条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、内閣府令・総務省令・文部科学省令、総務省令、財務省令、文部科学省令又は厚生労働省令で定める。

(政令への委任)

第七十三条 前各条に規定するもののほか、公的年金各法による年金たる給付の支給要件、加算の要件及び額の計算並びにその支給の停止及び支給の調整に關する規定を適用する場合における必要な技術的読替えその他の協定及びこの法律の実施に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、附則第三十七条から第四十五条までの規定は、公布の日から施行する。

(施行日)において六十五歳を超える者の老齢基礎年金等の支給に關する経過措置

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において、六十五歳を超える者であつて第五十一条の規定により老齢基礎年金を受ける権利を取得したものに對する国民年金法第二十八條の規定の適用については、同条第一項中「六十六歳に達する」とあるのは、「その受給権を取得した日から起算して一年を経過する日」

と、「六十五歳に達した」とあるのは「当該老齢基礎年金の受給権を取得した」と、「六十六歳に達した」とあるのは「起算して一年を経過した」と、同条第二項中「六十六歳に達した」とあるのは「老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して一年を経過した」とする。

2 次の各号に掲げる者に対する当該各号に定める規定の適用については、これらの規定中「六十五歳に達した日において」とあるのは「社会保険に關する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に關する法律の施行の日において」と、「当該六十五歳」とあるのは「その者が六十五歳」とする。

一 前項に規定する者 昭和六十年国民年金等改正法附則第十四條第一項
二 施行日において、カナダ保険期間を有し、かつ、六十五歳を超える者であつて老齢基礎年金の受給権を有しないもの 昭和六十年国民年金等改正法附則第十五條第一項

(施行日前の障害認定日において障害の状態にある者の障害基礎年金の支給に關する経過措置)

第三条 障害認定日が施行日前にある傷病に係る初診日において、カナダ保険期間を有する者であつて次の各号のいずれかに該当したものが、当該障害認定日において、当該傷病により国民年金法第三十條第二項に規定する障害等級に該當する程度の障害の状態にあり、かつ、保険料納付済期間(昭和六十年国民年金等改正法附則第八條第九項の規定により保険料納付済期間とみなすこととされたものを含む。次条及び附則第五條第一項において同じ。)又は保険料免除期間を有するときは、その者に、国民年金法第三十條第一項の障害基礎年金を支給する。ただし、その者が、当該障害につき、第六條第一項、同法第三十條第一項ただし書並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第二十條第一項及び第二十一條の規定を參照して政令で定める受給資格要件に該當しない場合は、この限りでない。

い。

一 国民年金法第三十條第一項各号のいずれかに該當した者であること。

二 当該初診日が、カナダ保険期間中にある者であること。

2 第十一條第一項、第二項及び第四項の規定は前項の規定により支給する障害基礎年金の国民年金法第三十三條第一項又は第二項の規定による額について、第十一條第三項、第五項及び第六項の規定は当該障害基礎年金に同法第三十三條の二第一項の規定により加算する額について、それぞれ準用する。

3 前二項の規定は、同一の傷病による障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者については、適用しない。

4 第一項の規定による障害基礎年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る障害基礎年金の支給)

第四条 疾病にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診日が同日前にある傷病による障害(カナダ保険期間及び保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者に係るものに限る。)に係るこの法律及び他の法令による障害基礎年金の支給要件又は額に關する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(施行日前の死亡に係る遺族基礎年金の支給に關する経過措置)

第五条 国民年金の被保険者又は被保険者であつた者であつて、カナダ保険期間及び保険料納付済期間又は保険料免除期間を有するものが、施行日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該當したときは、その者の妻又は子に、国民年金法第三十七條の遺族基礎年金を支給する。ただし、当該国民年金の被保険者又は被保険者であつた者(第

一号から第三号までのいずれかに該當する者に限る。)が第六條第二項、同法第三十七條ただし書並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第二十條第二項及び第二十一條の規定を參照して政令で定める受給資格要件を満たさない場合又は当該妻若しくは子が当該死亡した日から施行日までの間において国民年金法第四十條に規定する遺族基礎年金の受給権の消滅事由を參照して政令で定める事由に該當した場合については、この限りでない。

一 国民年金の被保険者であるとき。
二 国民年金の被保険者であつた者であつて、日本国内に住所を有し、かつ、六十歳以上六十五歳未満であるものであるとき。

三 国民年金の被保険者であつた者であつて、当該死亡した日が、カナダ保険期間中であるものであるとき。

四 第五條第一項、国民年金法第二十六條ただし書及び附則第九條並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第十二條の規定を參照して政令で定める受給資格要件を満たす者であるとき。

2 国民年金法第十八條の二、第十八條の三及び第三十七條の二の規定は、前項の場合について準用する。

3 第十二條の規定は、第一項の規定により支給する遺族基礎年金の国民年金法第三十八條、第三十九條第一項又は第三十九條の二第一項の規定による額について準用する。

4 前三項の規定は、同一の死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者がある場合については、適用しない。

5 第一項の規定による遺族基礎年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(昭和六十一年四月一日において六十歳以上である者の死亡に係る遺族基礎年金の支給)

第六条 カナダ保険期間及び国民年金の被保険者

期間又は被用者年金被保険者等であった期間を有し、かつ、大正十五年四月一日以前に生まれたる者であつて政令で定めるものが施行日前に死亡した場合におけるこの法律及び他の法令による遺族基礎年金の支給要件又は額に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
(旧国民年金法による通算老齢年金等の支給要件等の特例)

第七條 第五條第一項の規定は、昭和六十年国民年金等改正法附則第三十一條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年国民年金等改正法第一條の規定による改正前の国民年金法(次条において「旧国民年金法」という。)による通算老齢年金について準用する。

第八條 旧国民年金法による障害年金(当該障害年金の受給権者に対して更に障害基礎年金を支給すべき事由が生じたことにより昭和六十年国民年金等改正法附則第二十六條第一項の規定が適用されるものを除く)を受けることができる者であつて、国民年金法第三十四條第四項及び第三十六條第二項ただし書に規定するその他障害に係る初診日がカナダ保険期間中にあるものは、同法第三十四條第四項又は第三十六條第二項ただし書の規定の適用については、障害基礎年金の受給権者であつて、当該初診日において同法第三十條第一項第一号に該当する者であつたものとみなす。

(施行日前の障害認定日において障害の状態にある者の障害厚生年金の支給に關する経過措置)

第九條 障害認定日が施行日前にある傷病に係る初診日において、カナダ保険期間を有する者であつて次の各号のいずれかに該当したものが、当該障害認定日において、当該傷病により厚生年金保険法第四十七條第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあり、かつ、厚生年金保険の被保険者期間を有するときは、その者に、同條第一項の障害厚生年金を支給する。ただし、その者が、当該障害につき、第十

七條第一項、同法第四十七條第一項ただし書並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第六十四條第一項及び第六十五條の規定を參照して政令で定める受給資格要件を満たさない場合は、この限りでない。

一 厚生年金保険の被保険者であること。
二 当該傷病に係る初診日が、カナダ保険期間中にある者であること。

2 第二十一條第一項、第四項及び第六項の規定は前項の規定により支給する障害厚生年金の厚生年金保険法第五十條第一項又は第二項の規定による額について、第二十一條第二項、第四項及び第六項の規定は前項の規定により支給する障害厚生年金の同法第五十條第三項から第六項までの規定は前項の規定により支給する障害厚生年金に同法第五十條の二第二項の規定により加算する額について、それぞれ準用する。

3 前二項の規定は、同一の障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者については、適用しない。

4 第一項の規定による障害厚生年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る障害厚生年金の支給)

第十條 疾病にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診日が同日前にある傷病による障害(カナダ保険期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者に係るものに限る。)に係るこの法律及び他の法令による障害厚生年金の支給要件又は額に關する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(施行日前の死亡に係る遺族厚生年金の支給に關する経過措置)

第十一條 厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者であつてカナダ保険期間を有するものが、施行日前に死亡した場合であつて、当該

死亡した日において次の各号のいずれかに該当したときは、その者の遺族に、厚生年金保険法第五十八條第一項の遺族厚生年金を支給する。ただし、当該厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者(第一号から第三号までのいずれかに該当する者に限る。)が第十七條第二項、同法第五十八條第一項ただし書並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第六十四條第二項及び第六十五條の規定を參照して政令で定める受給資格要件を満たさない場合又は当該遺族が当該死亡した日から施行日までとの間に於いて厚生年金保険法第六十三條に規定する遺族厚生年金の受給権の消滅事由を參照して政令で定める事由に該当した場合については、この限りでない。

一 厚生年金保険の被保険者(失踪の宣告を受けた厚生年金保険の被保険者であつた者であつて、行方不明となつた当時厚生年金保険の被保険者であつたものを含む)であるとき。

二 厚生年金保険の被保険者であつた者であつて、当該死亡した日が、カナダ保険期間中にあるものであるとき(前号に該当するときを除く)。

三 厚生年金保険の被保険者であつた者であつて、厚生年金保険の被保険者であつた間又はカナダ保険期間中に初診日がある傷病により死亡し、かつ、当該初診日から起算して五年を経過していないものであるとき(前二号に該当するときを除く)。

四 第十六條、厚生年金保険法第四十二條第二号及び附則第十四條並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第五十七條の規定を參照して政令で定める受給資格要件を満たす者であるとき。

2 厚生年金保険法第五十九條及び第五十九條の二並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第七十二條第二項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の場合において、死亡した厚生年金保

險の被保険者又は被保険者であつた者が同項第一号から第三号までのいずれかに該当し、かつ、同項第四号にも該当するときは、その遺族が遺族厚生年金の請求をしたときに別段の申出をした場合を除き、同項第一号から第三号までのいずれかのみに該当し、同項第四号には該当しないものとみなす。

4 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族厚生年金は厚生年金保険法第五十八條第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族厚生年金とみなし、第一項第四号に該当することにより支給する遺族厚生年金は同條第一項第四号に該当することにより支給する遺族厚生年金とみなす。

5 第一項の規定により支給する遺族厚生年金の額について、厚生年金保険法第六十二條第一項の規定を適用する場合においては、同項中「その権利を取得した当時」とあるのは、「当該遺族厚生年金の支給事由となつた死亡に係る死亡の日において」とする。

6 第一項の規定により支給する遺族厚生年金の額について、昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三條第一項の規定を適用する場合においては、同項中「妻であつた者に限る」とあるのは、「妻であつた者であつて、当該厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時四十歳(当該死亡日が平成十九年四月一日前にある場合にあつては、三十五歳)以上であつたものに限る」とする。

7 第十六條(第一号から第五号までを除く。)の規定は、第一項第四号に該当することにより遺族厚生年金の支給を受けることができる者であつて、厚生年金保険法第六十二條第一項に規定する遺族厚生年金の中高齢寡婦加算の加算の資格要件又は昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三條第一項に規定する遺族厚生年金の経過の寡婦加算の加算の資格要件たる期間を満たさないものについて準用する。

8 次の各号に掲げる額については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。

一 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族厚生年金の厚生年金保険法第六十条の規定による額 第二十二條第一項、第三項及び第五項

二 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族厚生年金に加算する遺族厚生年金の中高齢寡婦加算又は遺族厚生年金の経過的寡婦加算の額 第二十二條第二項、第三項及び第五項

三 第一項第四号に該当することにより支給する遺族厚生年金に加算する遺族厚生年金の中高齢寡婦加算又は遺族厚生年金の経過的寡婦加算の額 第二十二條第一項及び第二項

四 第一項の規定により支給する遺族厚生年金に昭和六十年国民年金等改正法附則第七十四条第一項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十二條

五 第一項の規定により支給する遺族厚生年金に昭和六十年国民年金等改正法附則第七十四条第二項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十二條第一項及び第二項

9 前各項の規定は、同一の死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者がある場合については、適用しない。

10 第一項の規定による遺族厚生年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとす

る。

(昭和六十一年四月一日前の死亡等に係る遺族厚生年金の支給)

第十二條 カナダ保険期間及び厚生年金保険の被

保険者期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合又は同日前に発した傷病により当該傷病に係る初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者その他の政令で定める者が施行日前に死亡した場合における遺族厚生年金の支給要件又は額に関する規定の適用に關

し必要な事項は、政令で定める。
(旧厚生年金保険法による保険給付の支給要件等の特例)

第十三條 第十六條の規定は、昭和六十年国民年金等改正法第三條の規定による改正前の厚生年金保険法(以下この条及び次条において「旧厚生年金保険法」という。)による次に掲げる保険給付について準用する。

一 昭和六十年国民年金等改正法附則第六十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法による老齢年金(次項において「旧厚生年金保険法による老齢年金」という。)

二 昭和六十年国民年金等改正法附則第六十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法による通算老齢年金

三 昭和六十年国民年金等改正法附則第六十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法による特例老齢年金

2 前項の規定により支給する旧厚生年金保険法による老齢年金(旧厚生年金保険法第三十四條第一項第一号に掲げる額に相当する部分又は旧厚生年金保険法第四十三條第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分に限る。)の額については、第二十二條第一項及び第二項の規定を參照して政令で定めるところによる。

第十四條 旧厚生年金保険法による障害年金(その権利を取得した当時から引き続き旧厚生年金保険法別表第一に定める一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。)を受けることができる者であつて、厚生年金保険法第五十二條第四項及び第五十四條第二項ただし書に規定するその他障害に係る傷病の初診日がカナダ保険期間中にあるものは、同法第五十二條第四項及び第五十四條第二項ただし書の規定の適用については、障害厚生年金の受給権者であつて、当該初診日において

厚生年金保険の被保険者であつたものとみなす。

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第十五條 施行日が郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二二號)第六十六條の規定の施行の前日である場合には、同条の規定の施行の日以前までの間における第二十六條の規定の適用については、同条中「当該職員」とみなされる者並びに国共済法附則第二十條の三第四項の規定により当該職員とみなされる同条第一項に規定する郵政会社等役員(国共済法附則第二十條の七第一項の規定により当該役員とみなされる者を含む。)(とあるのは、「当該職員」とみなされる者)とする。

(施行日前の障害認定日において障害の状態にある者の国共済法による障害共済年金の支給に關する経過措置)

第十六條 障害認定日が施行日前にある傷病に係る初診日がカナダ保険期間中にある者(当該初診日において国家公務員共済組合の組合員であつた者を除く。)(が、当該障害認定日において、国共済組合員期間を有し、かつ、当該傷病により国家公務員共済組合法(以下この条から附則第二十條までにおいて「国共済法」という。))第八十一條第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときは、その者に、同条第一項の障害共済年金を支給する。

2 第三十一條第一項、第四項及び第六項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の国共済法第八十二條第一項(後段を除く。)(の規定による金額について、第三十一條第二項、第四項及び第六項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の国共済法第八十二條第一項第一号に掲げる金額の同項後段の規定による金額について、第三十一條第三項から第六項までの規定は前項の規定により支給する障害共済年金

に国共済法第八十三條第一項の規定により加算する金額について、それぞれ準用する。

3 前二項の規定は、同一の障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者については、適用しない。

4 第一項の規定による障害共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとす

る。

(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る国共済法による障害共済年金の支給)

第十七條 病氣にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診日が同日前にある傷病による障害(カナダ保険期間及び国共済組合員期間を有する者に係るものに限る。)(に係るこの法律及び他の法令による国共済法による障害共済年金の支給要件又は額に關する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(施行日前の死亡に係る国共済法による遺族共済年金の支給に關する経過措置)

第十八條 国家公務員共済組合の組合員であつた者であつてカナダ保険期間を有するものが、施行日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該当したとき(当該死亡した日において国家公務員共済組合の組合員であつた場合を除く。)(は、その者の遺族に、国共済法第八十八條第一項の遺族共済年金を支給する。ただし、当該遺族が当該死亡した日から施行日まで間に於いて国共済法第九十三條の二に規定する遺族共済年金の受給権の消滅事由を參照して政令で定める事由に該当した場合については、この限りでない。

一 当該死亡した日がカナダ保険期間中にあるとき。

二 カナダ保険期間中に初診日がある傷病により死亡し、かつ、当該死亡した日が当該初診日から起算して五年を経過していないとき(前号に該当するときを除く。)(。

三 第二十七條第一項、国共済法第八十八條第一項第四号及び昭和六十年国共済改正法附則第十四條第一項から第三項までの規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たすとき。

2 国共済法第二條第一項第三号、第二項及び第三項、第四十三條、第四十四條並びに第七十四條の五の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の場合において、死亡した国家公務員共済組合の組合員であつた者が同項第一号又は第二号に該当し、かつ、同項第三号にも該当するときは、その遺族が国共済法による遺族共済年金の請求をしたときに別段の申出をした場合を除き、同項第一号又は第二号のみに該当するものとし、同項第三号には該当しないものとする。

4 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金は国共済法第八十八條第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族共済年金とみなし、第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金は同条第一項第四号に該当することにより支給する遺族共済年金とみなす。

5 第二十七條第一項(第一号から第三号までを除く。)の規定は、第一項第三号に該当することにより遺族共済年金の支給を受けることができる者であつて、国共済法第九十條に規定する国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算の加算の資格要件又は昭和六十年国共済改正法附則第二十八條第一項に規定する国共済法の遺族共済年金の経過の寡婦加算の加算の資格要件である期間を満たさないものについて準用する。

6 次の各号に掲げる額については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。

一 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金の国共済法第八十九條第一項第一号の規定による額 第三十二條第一項、第三項及び第五項

二 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は国共済法の遺族共済年金の経過の寡婦加算の額 第三十二條第二項、第三項及び第五項

三 第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は国共済法の遺族共済年金の経過の寡婦加算の額 第三十條第一項及び第二項

四 第一項の規定により支給する遺族共済年金に昭和六十年国共済改正法附則第二十九條第一項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十二條

五 第一項の規定により支給する遺族共済年金に昭和六十年国共済改正法附則第二十九條第二項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十二條第一項及び第二項

7 前各項の規定は、同一の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者がある場合については、適用しない。

8 第一項の規定による遺族共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(昭和六十一年四月一日前の死亡に係る国共済法による遺族共済年金の支給)

第十九條 カナダ保険期間及び国共済組合員期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合における国共済法による遺族共済年金の支給要件又は額に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(国共済法の規定による審査請求の手續の特例に關する経過措置)

第二十條 国共済法の規定による処分のうち施行日前に行われたものに対する国共済法第三十三條第一項の規定による審査請求については、第三十六條の規定は、適用しない。

(施行日前の障害認定日において障害の状態に

ある者の地共済法による障害共済年金の支給に關する経過措置)

第二十一條 障害認定日が施行日前にある傷病に係る初診日がカナダ保険期間中にある者当該初診日において地方公務員共済組合の組合員であつた者を除く。が、当該障害認定日において、地共済組合員期間を有し、かつ、当該傷病により地方公務員等共済組合法(以下この条から附則第二十五條までにおいて「地共済法」という。)第八十四條第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときは、その者に、同条第一項の障害共済年金を支給する。

2 第四十三條第一項、第四項及び第六項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の地共済法第八十七條第一項の規定による金額について、第四十三條第二項、第四項及び第六項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の地共済法第八十七條第一項第一号に掲げる金額の同条第三項の規定による金額について、第四十三條第三項から第六項までの規定は前項の規定により支給する障害共済年金に地共済法第八十八條第一項の規定により加算する額について、それぞれ準用する。

3 前二項の規定は、同一の障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者については、適用しない。

4 第一項の規定による障害共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る地共済法による障害共済年金の支給)

第二十二條 病氣にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診日が同日以前にある傷病による障害(カナダ保険期間及び地共済組合員期間を有する者に係るものに限る。)に係るこの法律及び他の法令による地共済法による障害共済年金の支給要件又は額に關する規定の適用に關し必要な事項は、政令

で定める。

(施行日前の死亡に係る地共済法による遺族共済年金の支給に關する経過措置)

第二十三條 地方公務員共済組合の組合員であつた者であつてカナダ保険期間を有するものが、施行日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該当したとき(当該死亡した日において地方公務員共済組合の組合員であつた場合を除く。)は、その者の遺族に、地共済法第九十九條第一項の遺族共済年金を支給する。ただし、当該遺族が当該死亡した日から施行日までの間に地共済法第九十九條の七に規定する遺族共済年金の受給権の消滅事由を参酌して政令で定める事由に該当した場合については、この限りでない。

一 当該死亡した日がカナダ保険期間中にあるとき。

二 カナダ保険期間中に初診日がある傷病により死亡し、かつ、当該死亡した日が当該初診日から起算して五年を経過していないとき(前号に該当するときは除く。)

三 第三十九條第一項、地共済法第九十九條第一項第四号並びに昭和六十年地共済改正法附則第十三條第一項、第三項及び第四項の規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たすとき。

2 地共済法第二條第一項第三号、第二項及び第三項、第四十五條、第四十六條並びに第七十六條の五の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の場合において、死亡した地方公務員共済組合の組合員であつた者が同項第一号又は第二号に該当し、かつ、同項第三号にも該当するときは、その遺族が地共済法による遺族共済年金の請求をしたときに別段の申出をした場合を除き、同項第一号又は第二号のみに該当するものとし、同項第三号には該当しないものとする。

4 第一項第一号又は第二号に該当することによ

り支給する遺族共済年金は地共済法第九十九条
第一項第一号から第三号までのいずれかに該当
することにより支給する遺族共済年金とみな
し、第一項第三号に該当することにより支給す
る遺族共済年金は同条第一項第四号に該当する
ことにより支給する遺族共済年金とみなす。

5 第三十九条第一項(第一号から第三号までを
除く。)の規定は、第一項第三号に該当すること
により遺族共済年金の支給を受けることができ
る者であつて、地共済法第九十九条の三に規定
する地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算
の加算の資格要件又は昭和六十年地共済改正法
附則第二十九条第一項に規定する地共済法の遺
族共済年金の経過的寡婦加算の加算の資格要件
である期間を満たさないものについて準用す
る。

6 次の各号に掲げる額については、それぞれ当
該各号に定める規定を準用する。
一 第一項第一号又は第二号に該当することに
より支給する遺族共済年金の地共済法第九十
九条の二第一項第一号の規定による額 第四
十四条第一項、第三項及び第五項
二 第一項第一号又は第二号に該当することに
より支給する遺族共済年金に加算する地共済
法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は地共
済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額
第四十四条第二項、第三項及び第五項
三 第一項第三号に該当することにより支給す
る遺族共済年金に加算する地共済法の遺族共
済年金の中高齢寡婦加算又は地共済法の遺族
共済年金の経過的寡婦加算の額 第四十二条
第一項及び第二項

四 第一項の規定により支給する遺族共済年金
に昭和六十年地共済改正法附則第三十条第一
項の規定により加算する額に相当する部分の
額 第十二条
五 第一項の規定により支給する遺族共済年金
に昭和六十年地共済改正法附則第三十条第二
項の規定により加算する額に相当する部分の

額 第十二条第一項及び第二項
7 前各項の規定は、同一の死亡を給付事由とす
る年金である給付であつて政令で定めるものの
支給を受けることができる者がある場合につい
ては、適用しない。

8 第一項の規定による遺族共済年金の支給は、
施行日の属する月の翌月から始めるものとす
る。
(昭和六十一年四月一日前の死亡に係る地共済
法による遺族共済年金の支給)
第二十四条 カナダ保険期間及び地共済組合員期
間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡
した場合における地共済法による遺族共済年金
の支給要件又は額に関する規定の適用に關し必
要な事項は、政令で定める。
(地共済法の規定による審査請求の手續の特例
に關する経過措置)

第二十五条 地共済法の規定による処分のうち施
行日前に行われたものに対する地共済法第九十
七条第一項の規定による審査請求については、
第四十八条の規定は、適用しない。
(施行日前の障害認定日において障害の状態に
ある者の私学共済法による障害共済年金の支給
に關する経過措置)
第二十六条 障害認定日が施行日前にある傷病に
係る初診日がカナダ保険期間中にある者(当該
者を除く。)が、当該障害認定日において、私学
共済加入者期間を有し、かつ、当該傷病により
私立学校教職員共済法(次条から附則第三十条
までにおいて「私学共済法」という。)第二十五
条において準用する国家公務員共済組合法(以下
この条及び附則第二十八条において「準用国共
済法」という。)第八十一条第二項に規定する障
害等級に該当する程度の障害の状態にあるとき
は、その者に、同条第一項の障害共済年金を支
給する。

2 第五十六条第一項、第四項及び第六項の規定
は前項の規定により支給する障害共済年金の準
給する。

用国共済法第八十二条第一項(後段を除く。)の
規定による金額については、第五十六条第二項、
第四項及び第六項の規定は前項の規定により支
給する障害共済年金の準用国共済法第八十二条
第一項第一号に掲げる金額の同項後段の規定に
よる金額について、第五十六条第三項から第六
項までの規定は前項の規定により支給する障害
共済年金に準用国共済法第八十三条第一項の規
定により加算する金額について、それぞれ準用
する。

3 前二項の規定は、同一の障害を給付事由とす
る年金である給付であつて政令で定めるものの
受給権を有する者については、適用しない。
4 第一項の規定による障害共済年金の支給は、
施行日の属する月の翌月から始めるものとす
る。
(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病
による障害等に係る私学共済法による障害共済
年金の支給)
第二十七条 病氣にかかり、若しくは負傷した日
が昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診
日が同日以前にある傷病による障害(カナダ保
険期間及び私学共済加入者期間を有する者に係
るものに限る。)に係るこの法律及び他の法令によ
る私学共済法による障害共済年金の支給要件又
は額に関する規定の適用に關し必要な事項は、
政令で定める。
(施行日前の死亡に係る私学共済法による遺族
共済年金の支給に關する経過措置)

第二十八条 私学共済制度の加入者であつた者で
あつてカナダ保険期間を有するものが、施行日
前に死亡した場合であつて、当該死亡した日に
おいて次の各号のいずれかに該当したとき(当
該死亡した日において私学共済制度の加入者で
あつた場合を除く。)は、その者の遺族に、準用
国共済法第八十八条第一項の遺族共済年金を支
給する。ただし、当該遺族が当該死亡した日か
ら施行日までの間において準用国共済法第九十
三条の二に規定する遺族共済年金の受給権の消

滅事由を参酌して政令で定める事由に該当した
場合については、この限りでない。
一 当該死亡した日がカナダ保険期間中にある
とき。
二 カナダ保険期間中に初診日がある傷病によ
り死亡し、かつ、当該死亡した日が当該初診
日から起算して五年を経過していないとき
(前号に該当するときを除く。)

三 第五十二条第一項、準用国共済法第八十八
条第一項第四号及び私学共済法第四十八条の
二の規定によりその例によることとされる昭
和六十年国共済改正法附則第十四条第一項か
ら第三項までの規定を参酌して政令で定める
受給資格要件を満たすとき。
2 準用国共済法第二十一条第一項第三号、第二項及
び第三項、第四十三号、第四十四号並びに第七
十四条の五の規定は、前項の場合について準用
する。

3 第一項の場合において、死亡した私学共済制
度の加入者であつた者が同項第一号又は第二号
に該当し、かつ、同項第三号にも該当するとき
は、その遺族が私学共済法による遺族共済年金
の請求をしたときに別段の申出をした場合を除
き、同項第一号又は第二号のみに該当するもの
とし、同項第三号には該当しないものとする。

4 第一項第一号又は第二号に該当することによ
り支給する遺族共済年金は準用国共済法第八
十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに
該当することにより支給する遺族共済年金とみ
なし、第一項第三号に該当することにより支給
する遺族共済年金は同条第一項第四号に該当す
ることにより支給する遺族共済年金とみなす。
5 第五十二条第一項(第一号から第三号までを
除く。)の規定は、第一項第三号に該当すること
により遺族共済年金の支給を受けることができ
る者であつて、準用国共済法第九十条に規定す
る私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算
の加算の資格要件又は私学共済法第四十八条の
二の規定によりその例によることとされる昭和

六十一年国共済改正法附則第二十八条第一項に規定する私学共済法の遺族共済年金の経過的算入加算の資格要件である期間を満たさないものについて準用する。

6 次の各号に掲げる額については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。

一 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金の準用国共済法第八十九条第一項第一号の規定による額 第五十七條第一項、第三項及び第五項

二 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する私学共済法の遺族共済年金の経過的算入加算又は私学共済法の遺族共済年金の経過的算入加算の額 第五十七條第二項、第三項及び第五項

三 第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の経過的算入加算の額 第五十五條第一項及び第二項

四 第一項の規定により支給する遺族共済年金に私学共済法第四十八條の二の規定によりその例によることとされる昭和六十一年国共済改正法附則第二十九条第一項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十二條

五 第一項の規定により支給する遺族共済年金に私学共済法第四十八條の二の規定によりその例によることとされる昭和六十一年国共済改正法附則第二十九条第二項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十二條第一項及び第二項

7 前各項の規定は、同一の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者がある場合については、適用しない。

8 第一項の規定による遺族共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。
(昭和六十一年四月一日前の死亡に係る私学共

済法による遺族共済年金の支給)
第二十九条 カナダ保険期間及び私学共済加入者期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合における私学共済法による遺族共済年金の支給要件又は額に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(私学共済法の規定による審査請求の手續の特例に關する経過措置)
第三十条 私学共済法の規定による処分のうち施行日前に行われたものに対する私学共済法第三十六條第一項の規定による審査請求については、第六十一條の規定は、適用しない。

(旧船員保険法による老齡年金等の支給要件等の特例)
第三十一條 カナダ保険期間及び昭和六十一年国民年金等改正法第五條の規定による改正前の船員保険法(昭和十四年法律第七十三号。以下この条及び次条において「旧船員保険法」という。)による船員保険の被保険者であつた期間を有し、かつ、旧船員保険法又は昭和六十一年国民年金等改正法附則第七條の規定による改正前の船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第五十五号。以下この項において「旧船員保険一部改正法」という。)による保険給付のうち次に掲げるものの支給要件に關する規定であつて政令で定めるもの(以下この項において「支給要件規定」という。)に規定する当該保険給付の受給資格要件たる期間を満たさない者について、当該支給要件規定(その者が当該支給要件規定に規定する旧船員保険法又は旧船員保険一部改正法による保険給付の受給資格要件たる期間を満たさないものに限る。)を適用する場合においては、その者のカナダ保険期間であつて政令で定めるものを、昭和六十一年国民年金等改正法附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十一年国民年金等改正法附則第二條第一項の規定による廃止前の通算年金通則法(昭和三十一年法律第八十一号)による通算対象期間その他の政令で定める期間に

算入する。
一 昭和六十一年国民年金等改正法附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法による老齡年金(第三項において「旧船員保険法による老齡年金」という。)

二 昭和六十一年国民年金等改正法附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法による通算老齡年金

三 昭和六十一年国民年金等改正法附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険一部改正法による特例老齡年金

2 前項の規定により支給する老齡年金(旧船員保険法第三十五條第一号に規定する額に相当する部分又は旧船員保険法第三十六條第一項の規定により加算する額に相当する部分に限る。)の額は、同号又は同条第一項の規定にかかわらず、同号の規定による額又は同項の規定による額に期間比率を乗じて得た額とする。

3 前項の期間比率は、旧船員保険法による老齡年金の受給権者の船員保険の被保険者であつた期間であつて政令で定めるものの月数を、百八十で除して得た率とする。

第三十二條 旧船員保険法による障害年金のうち職務外の事由によるもの(その権利を取得した當時から引き続き旧船員保険法別表第四の下欄に定める一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。)を受けることができる者であつて、厚生年金保険法第五十二条第四項及び第五十四條第二項ただし書に規定するその他障害に係る傷病の初診日がカナダ保険期間中にあるものは、同法第五十二条第四項及び第五十四條第二項ただし書の規定の適用については、障害厚生年金の受給権者であつて、当該初診日において厚生年金保険の被保険者であつたものとみなす。

(二)以上の被用者年金被保険者等であつた期間

を有する者に係る障害厚生年金等の支給要件の特例に關する経過措置)
第三十三條 カナダ保険期間中に初診日のある傷病による障害(当該障害に係る障害認定日が施行日前にあるものに限る。)を有する者であつて、当該障害認定日において、当該障害を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給資格要件たる障害等級に該當する程度の障害の状態にあり、かつ、二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するものについては、第六十四條中「第十八條第一項、第二十八條第一項、第四十條第一項又は第五十三條第一項」とあるのは、「附則第九條、第十六條、第二十一條又は第二十六條」と読み替えて同條の規定を準用する。

(二)以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有する者に係る遺族厚生年金等の支給要件の特例に關する経過措置)
第三十四條 カナダ保険期間中に死亡した者であつて、当該死亡した日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの(当該死亡した日が施行日前にあるものに限る。)については、第六十五條第二項中「第十九條、第二十九條、第四十一條又は第五十四條」とあるのは、「附則第十一條、第十八條、第二十三條又は第二十八條」と読み替えて同條の規定を準用する。

2 カナダ保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者であつて、当該死亡した日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの(当該死亡した日が施行日前にあるものに限る。)については、第六十五條中「第十九條、第二十九條、第四十一條又は第五十四條」とあるのは、「附則第十一條、第十八條、第二十三條又は第二十八條」と読み替えて同條の規定を準用する。

2 カナダ保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者であつて、当該死亡した日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの(当該死亡した日が施行日前にあるものに限る。)については、第六十五條中「第十九條、第二十九條、第四十一條又は第五十四條」とあるのは、「附則第十一條、第十八條、第二十三條又は第二十八條」と読み替えて同條の規定を準用する。

2 カナダ保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者であつて、当該死亡した日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの(当該死亡した日が施行日前にあるものに限る。)については、第六十五條中「第十九條、第二十九條、第四十一條又は第五十四條」とあるのは、「附則第十一條、第十八條、第二十三條又は第二十八條」と読み替えて同條の規定を準用する。

2 カナダ保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者であつて、当該死亡した日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの(当該死亡した日が施行日前にあるものに限る。)については、第六十五條中「第十九條、第二十九條、第四十一條又は第五十四條」とあるのは、「附則第十一條、第十八條、第二十三條又は第二十八條」と読み替えて同條の規定を準用する。

2 カナダ保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者であつて、当該死亡した日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの(当該死亡した日が施行日前にあるものに限る。)については、第六十五條中「第十九條、第二十九條、第四十一條又は第五十四條」とあるのは、「附則第十一條、第十八條、第二十三條又は第二十八條」と読み替えて同條の規定を準用する。

2 カナダ保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者であつて、当該死亡した日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの(当該死亡した日が施行日前にあるものに限る。)については、第六十五條中「第十九條、第二十九條、第四十一條又は第五十四條」とあるのは、「附則第十一條、第十八條、第二十三條又は第二十八條」と読み替えて同條の規定を準用する。

(遺族給付の中高齢寡婦加算等の支給の調整に
関する経過措置)

第三十五条 第六十六条第一項の規定は、附則第
十一条第一項第四号、第十八条第一項第三号、
第二十三条第一項第三号又は第二十八条第一項
第三号に該当することにより、同時に同一の死
亡を支給事由とする二以上の遺族厚生年金の中
高齢寡婦加算、国共済法の遺族共済年金の中高
齢寡婦加算、地共済法の遺族共済年金の中高
齢寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の中
高齢寡婦加算の支給を受けることができる者につ
いて準用する。

2 第六十六条第二項の規定は、附則第十一
条第一項第四号、第十八条第一項第三号、第二十三
条第一項第三号又は第二十八条第一項第三号に
該当することにより、同時に同一の死亡を支給
事由とする二以上の遺族厚生年金の経過の寡婦
加算、国共済法の遺族共済年金の経過の寡婦加
算、地共済法の遺族共済年金の経過の寡婦加算
又は私学共済法の遺族共済年金の経過の寡婦加
算の支給を受けることができる者について準用
する。

(国民年金法又は厚生年金保険法の規定による
審査請求等の手続の特例に関する経過措置)

第三十六条 国民年金法又は厚生年金保険法によ
る処分のうち施行日前に行われたものに対する
第六十七条第一項各号に掲げる規定による審査
請求又は再審査請求については、同項の規定
は、適用しない。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十七条 この附則に規定するもののほか、こ
の法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で
定める。
(社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国
との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の
特例等に関する法律の一部改正)
第三十八条 社会保障に関する日本国とドイツ連
邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保
険法等の特例等に関する法律の一部を次のよう

に改正する。

第七十五条第四項中「について」の下に、「個
人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第
五十七号)」を加える。

附則第六条中「大正十五年四月一日前」を「大
正十五年四月一日以前」に改める。

(社会保障に関する日本国とグレート・ブリテ
ン及び北部アイルランド連合王国との間の協定
の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関す
る法律の一部改正)

第三十九条 社会保障に関する日本国とグレイ
ト・ブリテン及び北部アイルランド連合王国と
の間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特
例等に関する法律(平成十二年法律第八十三号)
の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「について」の下に、「個人
情報保護に関する法律(平成十五年法律第五
十七号)」を加える。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改
正)

第四十条 国民年金法等の一部を改正する法律
(平成十六年法律第四号)の一部を次のように
改正する。

第四十四条のうち、社会保障に関する日本国
とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う
厚生年金保険法等の特例等に関する法律第二十
条第一項の改正規定中「第六十条第一項」を「第
六十条第一項第一号若しくは第二号」に改め
る。

第四十四条の三のうち、社会保障に関する日
本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴
う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第二
十五条第一項の改正規定中「第六十条第一項及
び」を「第六十条第一項第一号及び第二号並び
に」に改める。

第四十四条の四のうち、社会保障に関する日
本国政府とフランス共和国政府との間の協定の
実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する
法律第二十五条第一項の改正規定中「第六十条

第一項及び」を「第六十条第一項第一号及び第二
号並びに」に改める。

第四十四条の五のうち、社会保障に関する日
本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う
厚生年金保険法等の特例等に関する法律第二十
四条第一項の改正規定中「第六十条第一項及び」
を「第六十条第一項第一号及び第二号並びに」
に改める。

(社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国と
の間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特
例等に関する法律の一部改正)

第四十一条 社会保障に関する日本国とアメリ
カ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保
険法等の特例等に関する法律(平成十六年法律第
百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条第二項中「について」の下に、「個
人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第
五十七号)」を加える。

附則第六条中「大正十五年四月一日前」を「大
正十五年四月一日以前」に改める。

(社会保障に関する日本国と大韓民国との間の
協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等
に関する法律の一部改正)

第四十二条 社会保障に関する日本国と大韓民
国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等
の特例等に関する法律(平成十六年法律第二十
七号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「について」の下に、「個人
情報保護に関する法律(平成十五年法律第五
十七号)」を加える。

(社会保障に関する日本国政府とフランス共和
国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保
険法等の特例等に関する法律の一部改正)
第四十三条 社会保障に関する日本国政府とフ
ランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚
生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十七
年法律第六十四号)の一部を次のように改正す
る。

号」の下に「又は第二号」を加え、「同条第一項第
二号」を「同号」に、「前項ただし書」を「同項た
だし書」に改める。

第三十二条第二項中「第八十八条第一項第一
号」の下に「又は第二号」を加え、「同条第一項第
二号」を「同号」に、「前項ただし書」を「同項た
だし書」に改める。

第四十四条第二項中「第九十九条第一項第一
号」の下に「又は第二号」を加え、「同条第一項第
二号」を「同号」に、「前項ただし書」を「同項た
だし書」に改める。

第五十七条第二項中「第八十八条第一項第一
号」の下に「又は第二号」を加え、「同条第一項第
二号」を「同号」に、「前項ただし書」を「同項た
だし書」に改める。

第七十二条第二項中「について」の下に、「個
人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第
五十七号)」を加える。

附則第六条中「大正十五年四月一日前」を「大
正十五年四月一日以前」に改める。

附則第十二条第六項中「三十五歳」を「四十歳
(当該死亡日が平成十九年四月一日前である場
合にあつては、三十五歳)」に改める。

(社会保障に関する日本国とベルギー王国との
間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特
例等に関する法律の一部改正)

第四十四条 社会保障に関する日本国とベルギ
ー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保
険法等の特例等に関する法律(平成十七年法律第
六十五号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「第五十八条第一項第一
号」の下に「又は第二号」を加え、「同条第一項第
二号」を「同号」に、「前項ただし書」を「同項た
だし書」に改める。

第三十一条第二項中「第八十八条第一項第一
号」の下に「又は第二号」を加え、「同条第一項第
二号」を「同号」に、「前項ただし書」を「同項た
だし書」に改める。

号」の下に「又は第二号」を加え、「同条第一項第二号」を「同号」に、「前項ただし書」を「同項ただし書」に改める。

第五十六条第二項中「第八十八条第一項第一号」の下に「又は第二号」を加え、「同条第一項第二号」を「同号」に、「前項ただし書」を「同項ただし書」に改める。

第七十一条第二項中「について」の下に、「個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）」を加える。

附則第六条中「大正十五年四月一日前」を「大正十五年四月一日以前」に改める。

附則第十二条第六項中「三十五歳」を「四十歳（当該死亡日が平成十九年四月一日前にある場合にあつては、三十五歳）」に改める。

（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第四十五条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第百九条中社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第二十四条の改正規定を次のように改める。

第二十四条中「みなされる者」の下に「並びに国共済法附則第二十条の三第四項の規定により当該職員とみなされる同条第一項に規定する郵政会社等役員（国共済法附則第二十条の七第一項の規定により当該役員とみなされる者を含む。）」を加える。

第百十五条中社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第八条の改正規定を次のように改める。

第八条中「みなされる者」の下に「並びに同法附則第二十条の三第四項の規定により当該職員とみなされる同条第一項に規定する郵政会社等役員（同法附則第二十条の七第一項

の規定により当該役員とみなされる者を含む。）」を加える。

第百三十四条中社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第二十九条の改正規定を次のように改める。

第二十九条中「みなされる者」の下に「並びに国共済法附則第二十条の三第四項の規定により当該職員とみなされる同条第一項に規定する郵政会社等役員（国共済法附則第二十条の七第一項の規定により当該役員とみなされる者を含む。）」を加える。

第百三十五条中社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第五条の改正規定を次のように改める。

第五条中「みなされる者」の下に「並びに同法附則第二十条の三第四項の規定により当該職員とみなされる同条第一項に規定する郵政会社等役員（同法附則第二十条の七第一項の規定により当該役員とみなされる者を含む。）」を加える。

第百三十八条中社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第二十九条の改正規定を次のように改める。

第二十九条中「みなされる者」の下に「並びに国共済法附則第二十条の三第四項の規定により当該職員とみなされる同条第一項に規定する郵政会社等役員（国共済法附則第二十条の七第一項の規定により当該役員とみなされる者を含む。）」を加える。

第百三十九条中社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第二十八条の改正規定を次のように改める。

第二十八条中「みなされる者」の下に「並びに国共済法附則第二十条の三第四項の規定により当該職員とみなされる同条第一項に規定

する郵政会社等役員（国共済法附則第二十条の七第一項の規定により当該役員とみなされる者を含む。）」を加える。

理由

社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定を実施するため、日本国及びカナダの両国において就労する者等に関する年金制度について、国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法の特例その他必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十八年六月二十日印刷

平成十八年六月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C